

第3次 日置市男女共同参画基本計画

計画期間：令和6年度 >>> 令和10年度

はじめに

すべての個人が、性別にかかわらず、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、自らの意思によって、その個性と能力を十分に発揮し、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

これまで本市では、平成20年3月に「第1次日置市男女共同参画基本計画」、平成30年3月に「第2次日置市男女共同参画基本計画、日置市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、平成31年3月には、「日置市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の形成の促進に向けた各種施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、令和4年に実施した「日置市男女共同参画に関する市民意識調査」においては、固定的な性別役割分担意識は徐々に解消が見られる一方で、それに基づく慣行や男女の地位の不平等感は依然として存在しており、政策・方針決定過程への女性の参画が十分に進んでいないことや負担や責任が男女どちらかに偏っている状況があることなど、多くの課題が残されています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力等の増加や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることになりました。

本市では、これらの社会状況の変化に対応し、持続可能な活力ある社会を形成していくために、「第3次日置市男女共同参画基本計画」を策定し、女性活躍推進法に基づく「日置市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」、配偶者暴力防止法に基づく「日置市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」と一体的に推進してまいります。

男女共同参画社会の実現をめざし、本計画を着実に推進するためには、市はもとより市民、事業者、関係団体等の皆様と連携、協働して取り組むことが不可欠でありますので、皆様方には、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重な御意見をいただきました日置市男女共同参画審議会の皆様をはじめ、市民意識調査に御協力くださいました市民の皆様、並びに関係各位の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和6年3月

日置市長 永山由高

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	基本理念	3
4	基本目標	4
5	重点目標	4
6	計画の期間	4
7	計画の体系	5

第2章 計画策定の背景

1	社会経済情勢の変化	7
(1)	人口減少・少子高齢化の進行と労働力人口の減少	7
(2)	家族形態等の多様化	9
(3)	非正規雇用者の増加と貧困・格差の拡大	10
(4)	新型コロナウイルス感染症の拡大による女性への影響	12
(5)	若年女性を中心とした地域における転出超過	15
(6)	ジェンダー平等に向けた世界的な潮流	15
2	国・県・本市の主な動き	17
(1)	国の動き	17
(2)	県の動き	18
(3)	本市（日置市）の動き	18

第3章 計画の内容

重点目標 1	男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の 思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消、教育・学習の推進	20
重点目標 2	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	26
重点目標 3	誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境整備の促進	29
重点目標 4	男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	33
重点目標 5	生涯を通じた健康支援	39
重点目標 6	男女共同参画の視点に立った、生活上の困難に対する支援と多様性を 尊重する環境の整備	42
重点目標 7	男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進	47

第4章 計画の推進体制

1	市の推進体制の充実	50
2	連携・協働	50
3	進行管理	51
4	計画の評価及び施策への確実な反映	51

参考資料

男女共同参画に関する年表	55
男女共同参画社会基本法	60
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	63
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	68
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	79
日置市男女共同参画推進条例	86

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法^{※1}（平成11年法律第78号）」では、「男女共同参画社会^{※2}の形成」を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています。

本市では、男女共同参画社会の実現をめざして、平成20年3月に第1次日置市男女共同参画基本計画、平成30年3月に第2次日置市男女共同参画基本計画、日置市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画を策定し、平成31年3月には、本市における男女共同参画の基本理念を明確にし、市、市民、事業者等が一体となって連携・協力して取り組んでいくために「日置市男女共同参画推進条例」を制定しました。

また、その間の平成28年4月から地域における男女共同参画の拠点として機能する施設として「日置市男女共同参画センター（令和5年7月1日付「日置市女性センターから名称変更）」の運営を開始し、さらに平成29年4月には配偶者からの暴力被害者が身近なところで安心して相談できる被害者の立場に立ったワンストップの様々な支援を目的に「日置市配偶者暴力相談支援センター」を設置するなど男女共同参画社会の形成の促進に向けた各種施策に取り組んできました。

令和4年男女共同参画に関する市民意識調査では、固定的な性別役割分担意識^{※3}について、否定する割合が6割を超えましたが、それに基づく慣行や男女の地位の不平等感は依然として存在しており、負担や責任が男女どちらかに偏るなど、多くの課題を抱えたままになっています。

さらに、少子高齢化の進行や労働人口の減少、世帯構成の変化への対応や新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した配偶者等からの暴力等の増加や女性の雇用、所得への影響など、社会経済情勢の更なる変化により、人々が抱える生活上の困難や課題はさらに多様化・複合化しており、新たな課題への対応が必要となっています。

このような状況等を踏まえ、本市の男女共同参画社会の形成に向けた取組をより一層推進するため、政策の全体的な枠組みとともに、その方向性と取り組み内容を示す「第3次日置市男女共同参画計画」を策定します。

※1 男女共同参画社会基本法

将来に向かって男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的に推進することを目的として制定された法律。男女共同参画社会の形成についての基本理念、国・地方公共団体及び国民の責務、基本的施策について規定しています。（平成11年公布）

※2 男女共同参画社会

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、男女共同参画社会基本法第2条第1号においては、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

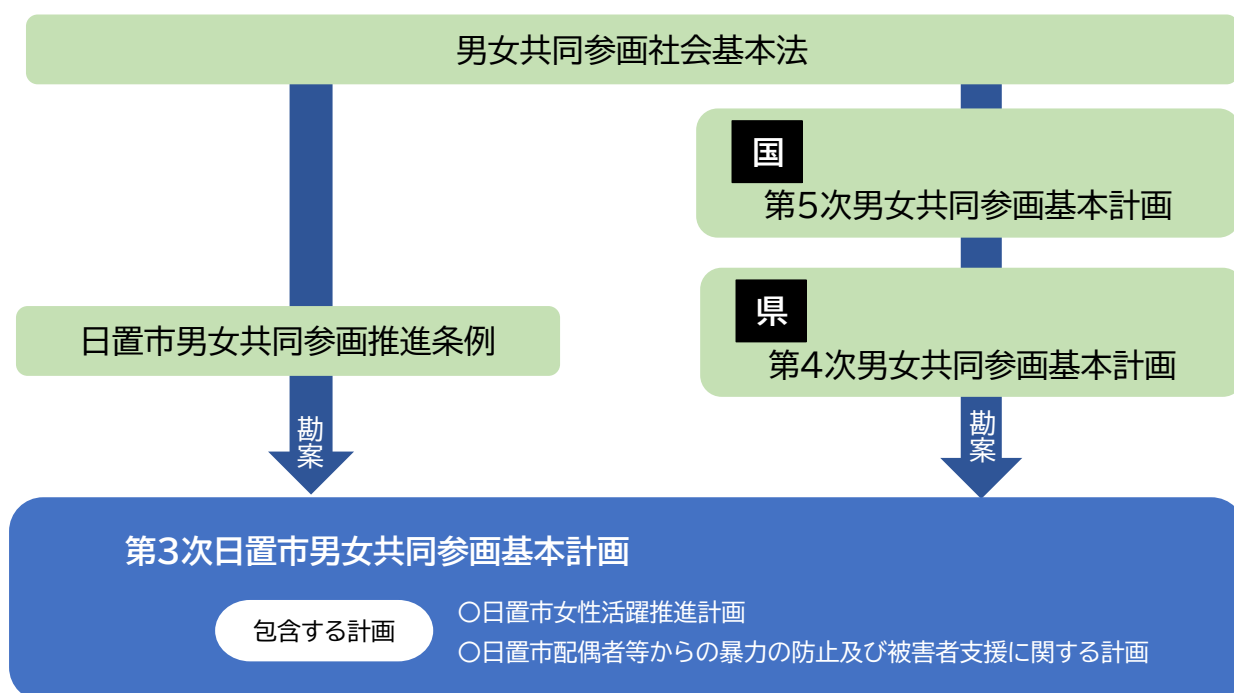
※3 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づき策定する、「男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画」です。
- (2) この計画は、日置市男女共同参画推進条例第10条第 1 項に基づき策定する、「男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」です。
- (3) この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第 6 条第 2 項に基づく「日置市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」（以下「日置市女性活躍推進計画」という。）を包含します。（重点目標 2、重点目標 3）
- (4) この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項に基づく「日置市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する計画」を包含します。（重点目標 4-②）
- (5) この計画は、第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年12月閣議決定）、第 4 次鹿児島県男女共同参画基本計画（令和 5 年 3 月策定）を勘案し、「第 2 次日置市総合計画後期基本計画」、その他の関連する計画との整合性を図り策定します。
- (6) この計画の策定にあたっては、令和 4 年度に行った男女共同参画に関する市民意識調査の結果を踏まえ「日置市男女共同参画審議会」やパブリックコメント等による意見を反映して策定します。
- (7) この計画は、市・市民・事業者等との協働による推進体制の充実を図る計画とします。

<第3次日置市男女共同参画基本計画イメージ図>



3 基本理念

この計画は、本市で生活する全ての人が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することにより、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現を目指し、「日置市男女共同参画推進条例」第3条に規定する次の7つの基本理念に基づき、策定し、推進するものです。

(1) **男女の人権の尊重**（第3条1号）

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行わなければならない。

(2) **社会における活動の自由な選択への配慮**（第3条2号）

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されることを旨として行わなければならない。

(3) **政策等の立案及び決定への共同参画**（第3条3号）

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行わなければならない。

(4) **家庭生活における活動と他の活動の両立**（第3条4号）

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されることを旨として行わなければならない。

(5) **生涯を通じた健康と権利への配慮**（第3条5号）

男女共同参画の推進は、男女がそれぞれの身体的特徴について互いに理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されることを旨として行わなければならない。

(6) **教育及び学習の場における配慮**（第3条6号）

男女共同参画の推進は、社会のあらゆる分野における教育や学習の場において、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されることを旨として行わなければならない。

(7) **国際的協調**（第3条7号）

男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行わなければならない。

この計画のなかで使用している「男女共同参画の視点」とは、これら7つの理念を踏まえた立場や観点のことをいい、「男女の人権の尊重」は、“性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重される”ことを意味し、男女共同参画社会を形成していく上で、その根底を成す基本理念です。

4 基本目標

- 男女共同参画の意識が定着したまちづくり
- 男女がともに個性や能力を発揮でき、多様性に富んだ活力あるまちづくり
- 誰もが安心して暮らせるまちづくり

5 重点目標

第2次計画策定後の社会情勢の変化や同計画に基づく取組の成果や課題を踏まえ、基本目標に掲げた男女共同参画社会を実現するため次の7つの重点目標を設定します。

- 1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス※4）の解消、教育・学習の推進
- 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大（女性活躍推進計画Ⅰ）
- 3 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境整備の促進（女性活躍推進計画Ⅱ）
- 4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 5 生涯を通じた健康支援
- 6 男女共同参画の視点に立った、生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 7 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

この計画においては、重点目標の達成に向けて日置市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、様々な分野の施策を男女共同参画の視点に立って総合的に展開します。

この計画に策定された施策は、男女共同参画についての意識啓発や地域における男女共同参画の施策をはじめ、特に固定的性別役割分担意識が社会の制度や慣行に中立でない影響を及ぼしている事項について、その解消を図るものです。

このように実施される施策の積み重ねは、施策間の相乗効果を生み、男女共同参画社会の形成が着実に促進されることになります。

6 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。また、国内外情勢の動向や社会、経済環境の変化に対応し、必要に応じて見直します。

※4 アンコンシャス・バイアス

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。（国第5次男女共同参画基本計画）

日本語で「無意識の思い込み」「無意識の偏見」等と表現されることもあります。

7 計画の体系

【基本理念】「日置市男女共同参画推進条例」第3条第1号から第7号に基づく ◇ 男女の人権の尊重（第3条第1号） ◇ 社会における活動の自由な選択への配慮（第3条第2号） ◇ 政策等の立案及び決定への共同参画（第3条第3号） ◇ 家庭生活における活動と他の活動の両立（第3条第4号） ◇ 生涯を通じた健康と権利への配慮（第3条第5号） ◇ 教育及び学習の場における配慮（第3条第6号） ◇ 国際的協調（第3条第7号）	
【基本目標】 ○ 男女共同参画の意識が定着したまちづくり ○ 男女がともに個性や能力を発揮でき、多様性に富んだ活力あるまちづくり ○ 誰もが安心して暮らせるまちづくり	
重点目標	施策の方向
1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、教育・学習の推進	① 男女共同参画の推進のための普及啓発、制度や慣行の見直し ② 学校教育における人権・男女共同参画の推進 ③ 家庭や地域における男女共同参画の理解促進 ④ 性の多様性についての理解促進
2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 【女性活躍推進計画Ⅰ】	① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた環境整備 ② 農林水産業・商工業等の自営業の分野における女性の参画の拡大
3 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境整備の促進 【女性活躍推進計画Ⅱ】	① 働く場における男女共同参画・ジェンダー※5平等の推進 ② 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進 ③ 女性の能力発揮のための支援
4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	① 男女の人権が尊重される意識づくり ② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進 【配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する計画】 ③ 性犯罪・ストーカー行為・セクハラ等への対策及び被害者支援
5 生涯を通じた健康支援	① 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 ② 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進
6 男女共同参画の視点に立った、生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	① ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境づくり ② 高齢者や障がい者、性的マイノリティ※6の方々等が安心して暮らせる環境づくり ③ 困難な状況に置かれる若者等の自立に向けた環境づくり ④ 外国人が安心して暮らせる環境づくり ⑤ 多様なライフスタイルに対応する子育てや介護支援の充実
7 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進	① 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティの形成に向けた基盤づくり ② 地域づくりや社会活動における男女共同参画の推進 ③ 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進

※5 ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。(国第5次男女共同参画基本計画から)

※6 性的マイノリティ

同性に恋愛感情を持つ人や、自分の性に違和感がある人などのことをいいます。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいいます。

「異性を好きになるのが普通だ」とか、「心と体の性別が異なることはない、性のあり方は男と女だけである」という考え方の人が多い社会からみて少数者という意味です。

第2章 計画策定の背景

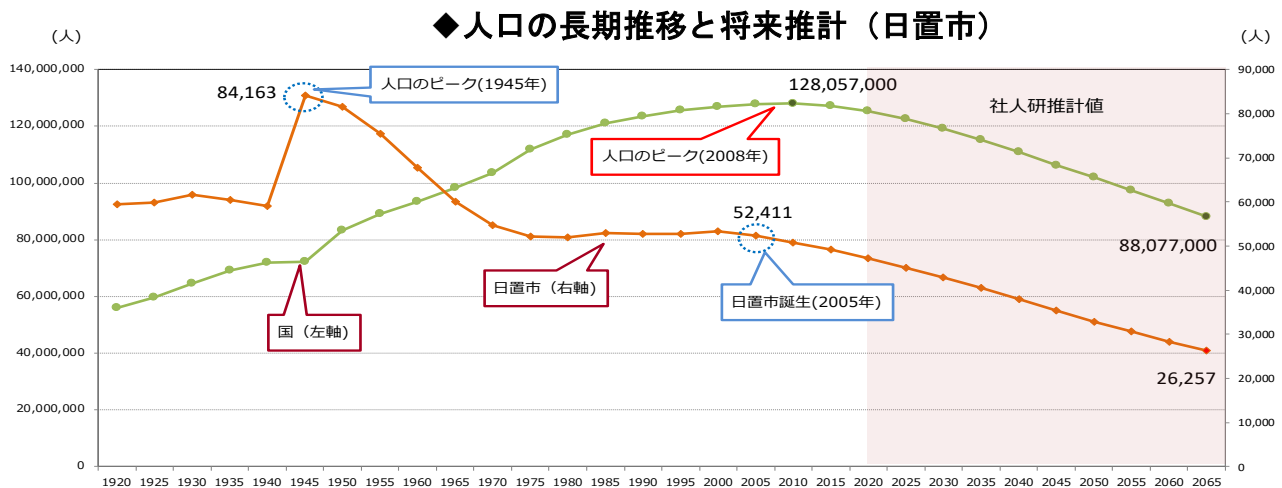
1 社会経済情勢の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の進行と労働力人口の減少

本市の総人口は、昭和20年の84,163人をピークに減少を続け、令和2年には47,284人となっています。また、世帯数は19,415世帯となっており、平成17年の合併時と比較して人口・世帯数共に減少し続け、人口で4,164人(8.4%)の減少、世帯数は2,524世帯(12.9%)の減少となっています。

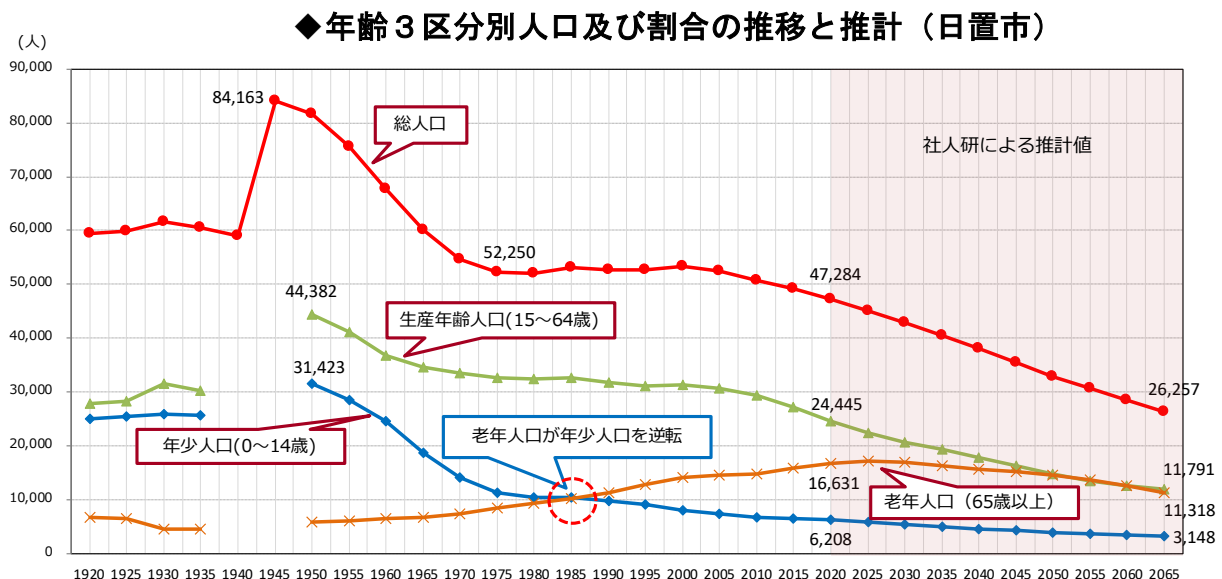
将来の人口の推移（日置市人口ビジョン／令和2年4月）では、今後も人口減少は続くものとみられ、2060年には総人口が約29,000人と2010年から50年間で約43%減少すると推計されています。

また、本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、令和2年4月現在35.2%となっていますが、2065年（令和47年）には、「老年人口（65歳以上）」は11,318人になり、高齢化率は約43.1%となり、「生産年齢人口（15～64歳）」は11,791人となることから、約1.04人で1人の「老年人口（65歳以上）」を支えることとなります。



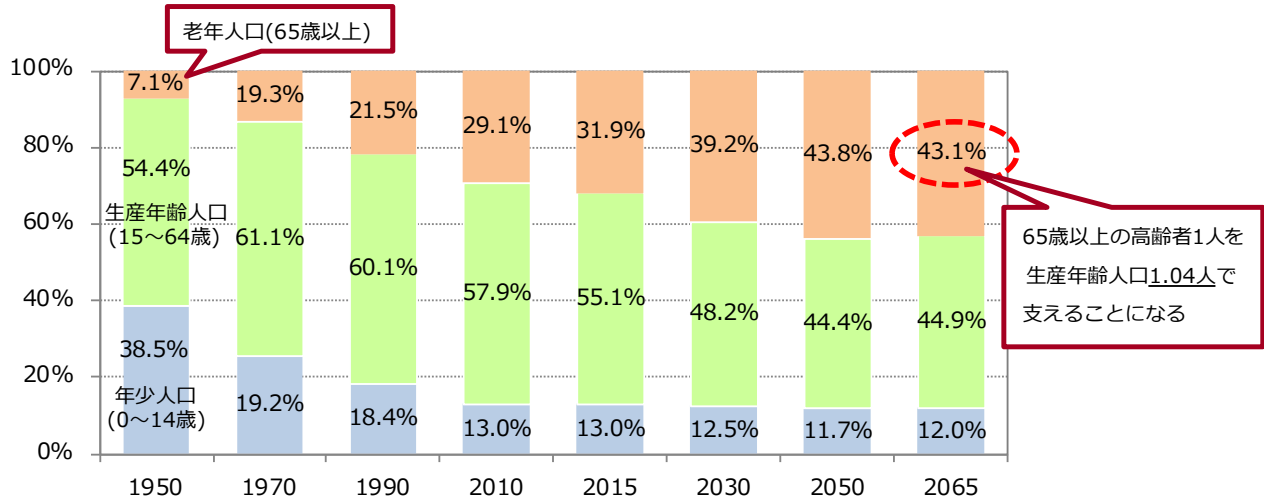
* 平成22（2010）年までの人口は国勢調査、平成27（2015）年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値より

出所：日置市人口ビジョン



出所：日置市人口ビジョン

◆年齢3区分別人口割合の推移（日置市）

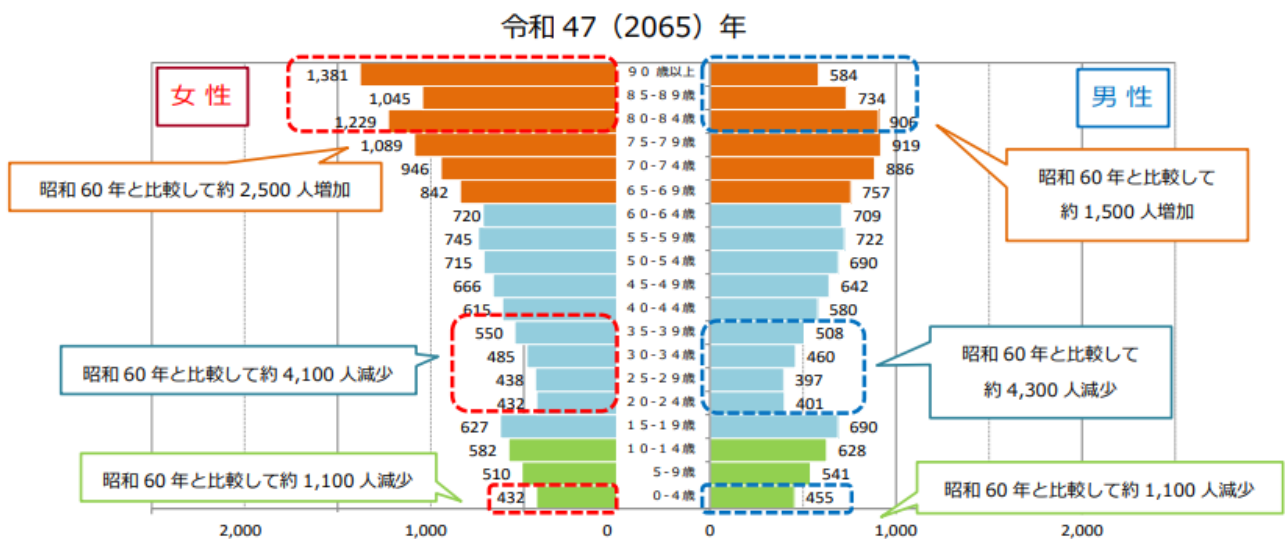


* 平成 27（2015）年までの3区分別人口は国勢調査より（昭 15（1940）年、昭和 20（1945）年はデータなし）

* 令和 2（2020）年以降は社人研推計値より

出所：日置市人口ビジョン

◆人口ピラミッドの推移（日置市）



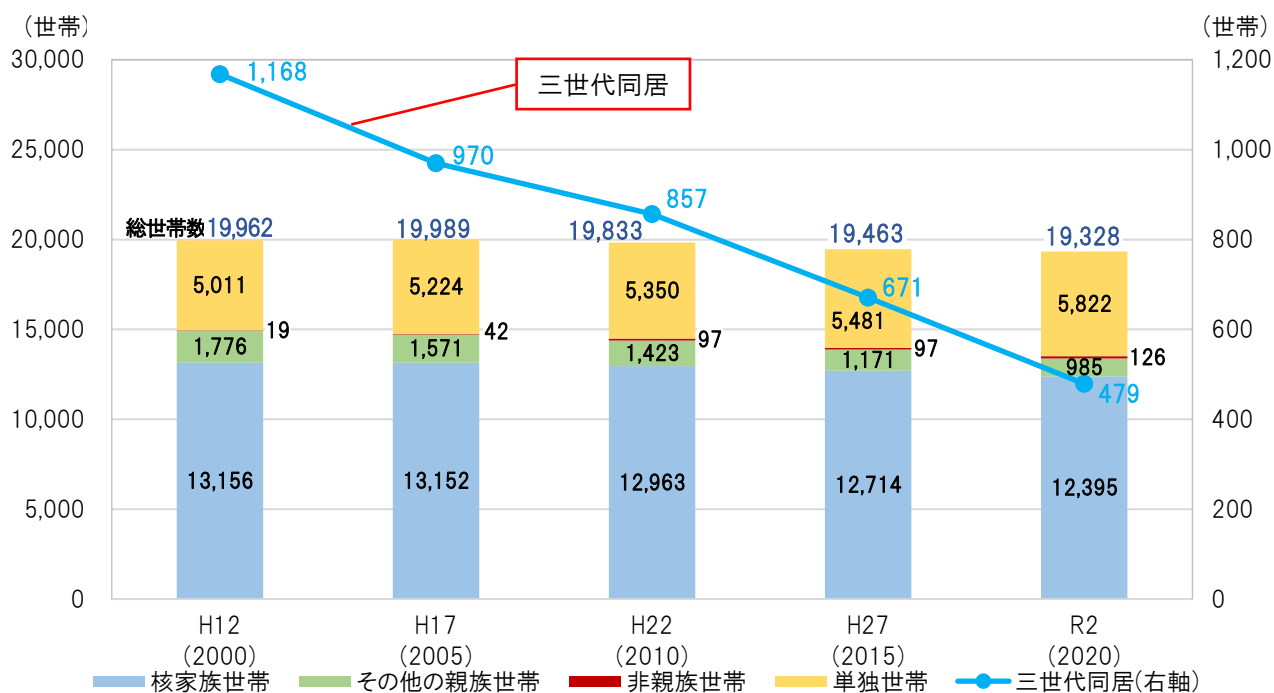
出所：日置市人口ビジョン

(2) 家族形態等の多様化

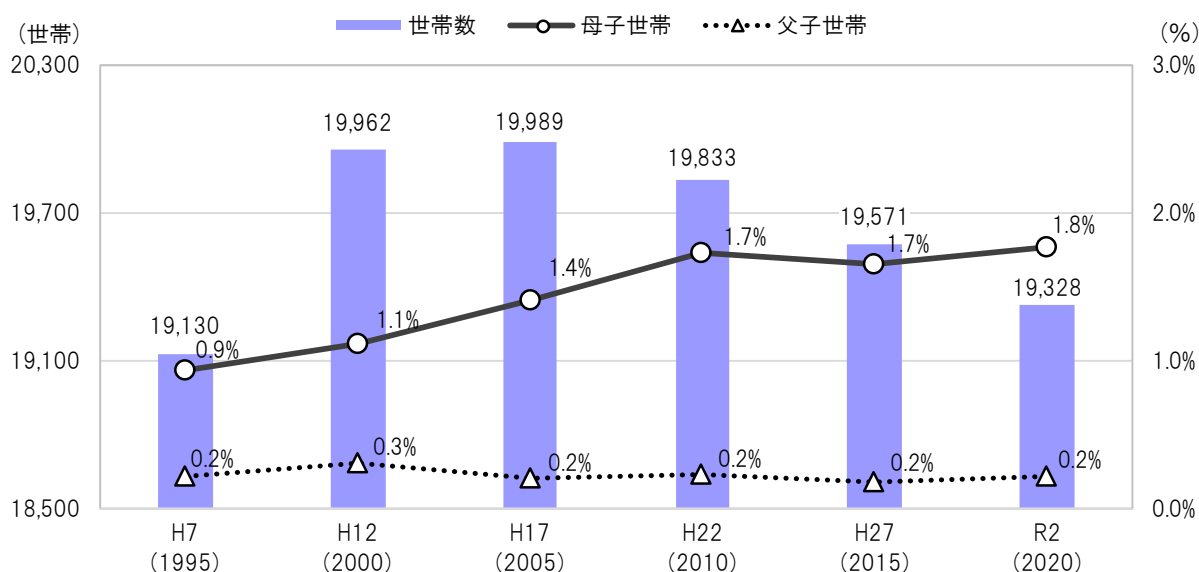
本市の家族形態は若者や高齢者の単独世帯が増加する一方、夫婦と子ども世帯は減少しており、1世帯あたりの人員は減少傾向にあります。今後は、世帯数が減少する中、単独世帯が占める割合が一層高くなることが予測されます。

本市においては、世帯数に占める母子世帯の割合は、父子世帯に比べ高くなっており、平成27年にわずかに減少しましたが、令和2年には増加しています。

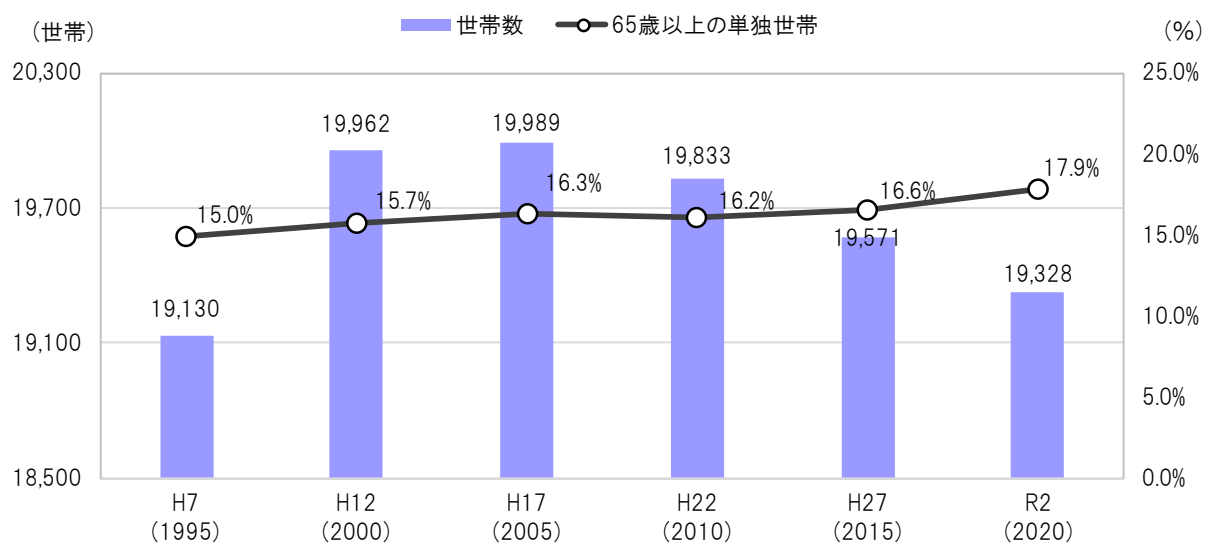
◆世帯の家族類型別一般世帯数の推移（日置市）



◆一般世帯数、一般世帯に占める母子世帯、父子世帯の割合の推移（日置市）



◆一般世帯数、一般世帯に占める 65 歳以上の単独世帯の割合の推移（日置市）



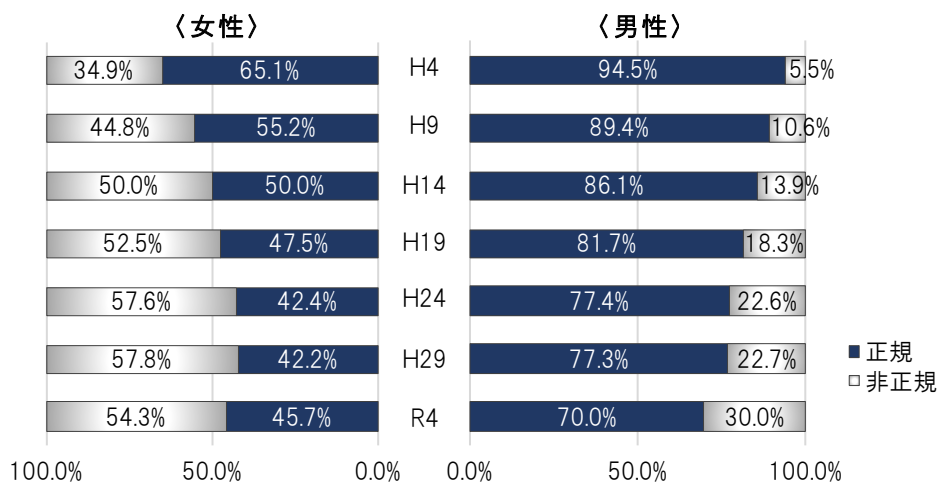
出所：総務省「令和2年国勢調査」をもとに作成

(3) 非正規雇用者の増加と貧困・格差の拡大

鹿児島県の状況において、非正規雇用者の割合は増加傾向にあり、性別でみると、男性に比べて女性の方が非正規雇用者の割合が高い傾向にあります。令和4年の調査では、女性の非正規雇用者の割合は平成29年度調査より、わずかに減少しています。

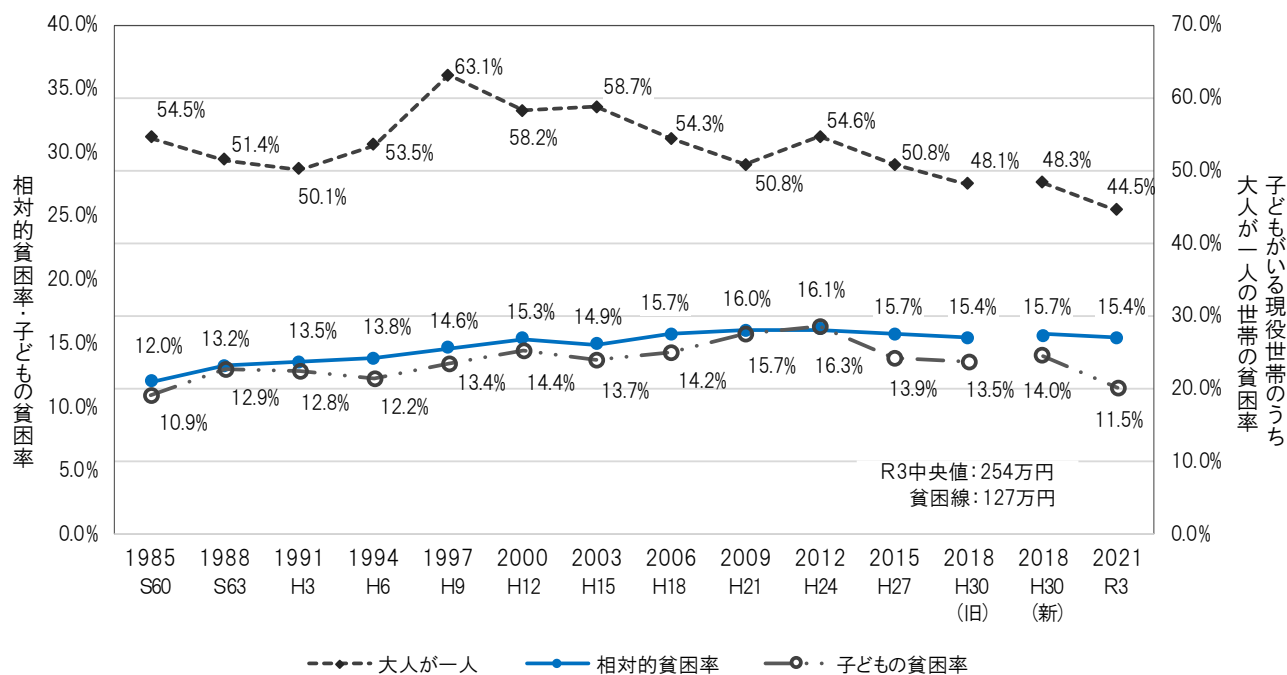
また、貧困について、全国状況をみると、令和3年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は254万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.4%となっています。また、「子どもの貧困率」（17歳以下）は11.5%となっています。令和3年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となっており、「相対的貧困率*」（貧困線に満たない世帯の割合）は15.4%となっています。特に、「大人が一人」の世帯では44.5%で貧困率は低下しています。

◆非正規雇用者の割合の推移〔鹿児島県〕



出所：総務省「就業構造基本調査」

◆ 貧困率の年次推移〔全国〕



- 注: 1) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 2) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 3) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。
 4) 1994(平成6)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 5) 2015(平成27)年の数値は、熊本県を除いたものである。
 6) 2018(平成30)年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 7) 2021(令和3)年からは、新基準の数値である。

出所: 厚生労働省「2022(令和4)年 国民生活基礎調査の概況」より

* 相対的貧困率

所得中央値の一定の割合（50%が一般的）を下回る所得しか得ていない人の割合

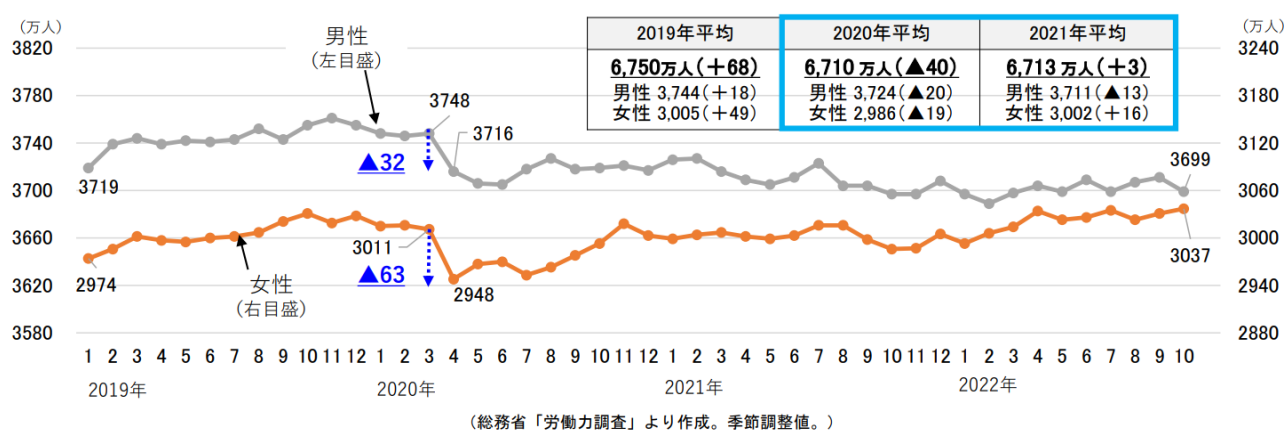
(4) 新型コロナウイルス感染症の拡大による女性への影響

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生命や生活に大きな影響を及ぼしており、とりわけ女性の生活や雇用に深刻な影響が及びました。「令和3年版男女共同参画白書」（内閣府男女共同参画局）では、コロナ禍で男女共同参画の課題が顕在化したとしており、改めて男女共同参画の進展状況について疑問の声が上がるようになっていきました。こうした構造的な問題への関心の高まりや、ジェンダー不平等に対する問題意識の高まりは、今後の男女共同参画を強力に推進し、誰一人取り残さない多様性と包摂性のある社会を実現する機会と捉え、本市においても対応が強く求められます。

ア. 就業者数

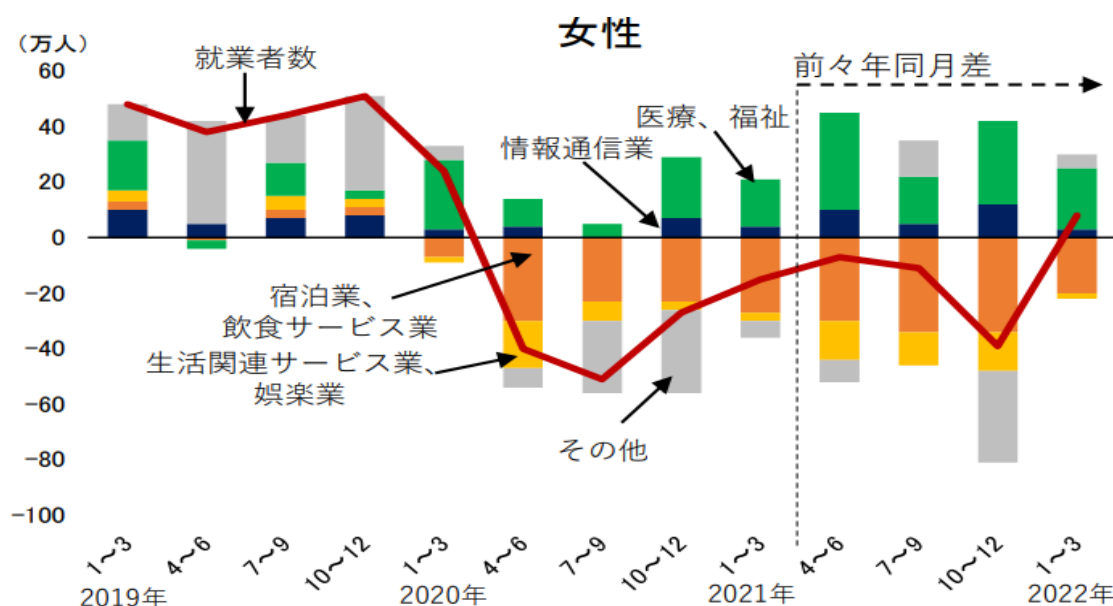
就業面では、外出自粛や休業等により、女性就業者の多いサービス業、とりわけ飲食・宿泊業等が打撃を受け、非正規雇用労働者を中心に深刻な影響を受けました。就業者数は、男女とも、緊急事態宣言が発出された2020年4月に大幅に減少しており、特に女性の減少幅が大きいです。

◆就業者数の推移〔全国〕



出所：内閣府「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」

◆産業別就業者数の前年、前々年同月差の推移〔全国〕



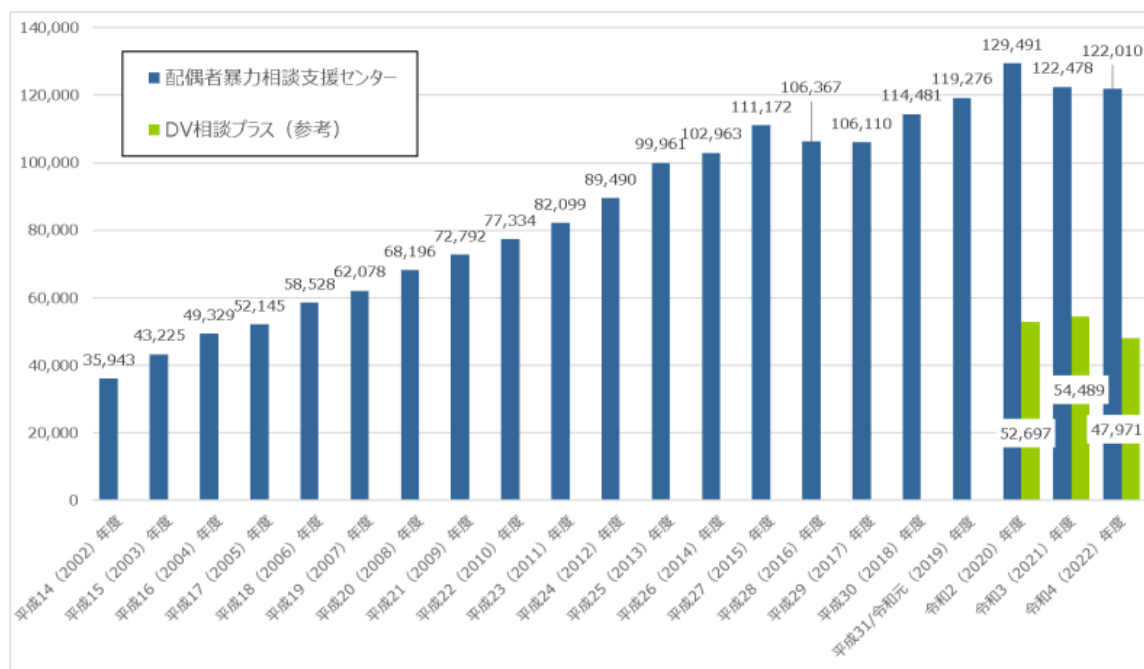
出所：内閣府「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」

イ. DV相談件数

生活面では、生活不安やストレス、在宅時間の増加などにより、配偶者等からの暴力（DV）※⁷の相談件数が増加し、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されています。

◆配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移（年次）〔全国〕

- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和2（2020）年度に過去最高となり、高水準で推移。
- 令和4（2022）年度は、約12.2万件で、前年度とほぼ同数（前年度比0.4%減）。

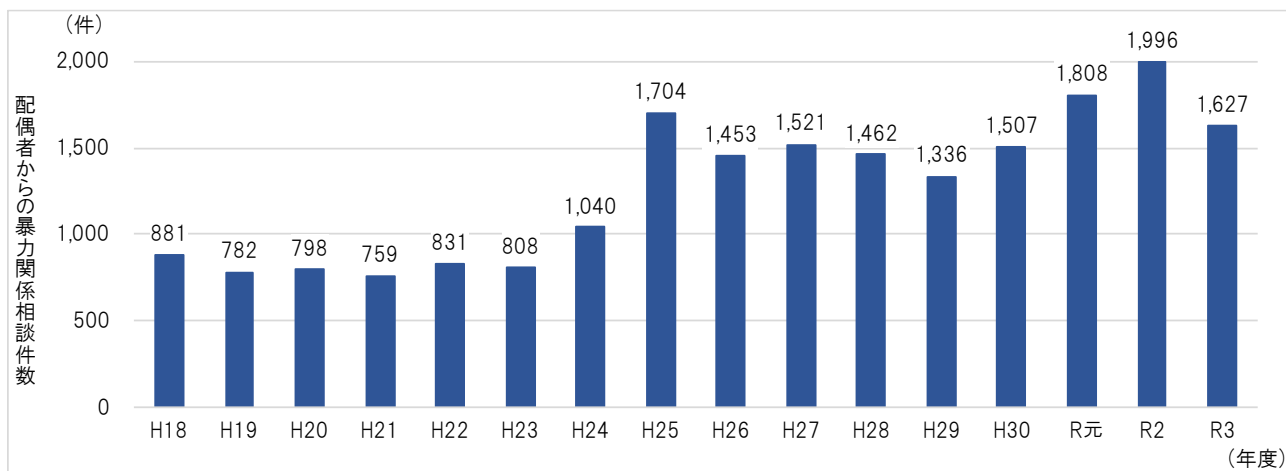


※「配偶者暴力相談支援センター」の相談件数は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等をとりまとめ、集計。

※「DV相談プラス」の相談件数は、令和2（2020）年4月20日に内閣府が開設した相談窓口に寄せられた相談件数を集計。

出所：内閣府男女共同参画局

◆県内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談受付状況の推移（年次）〔鹿児島県〕

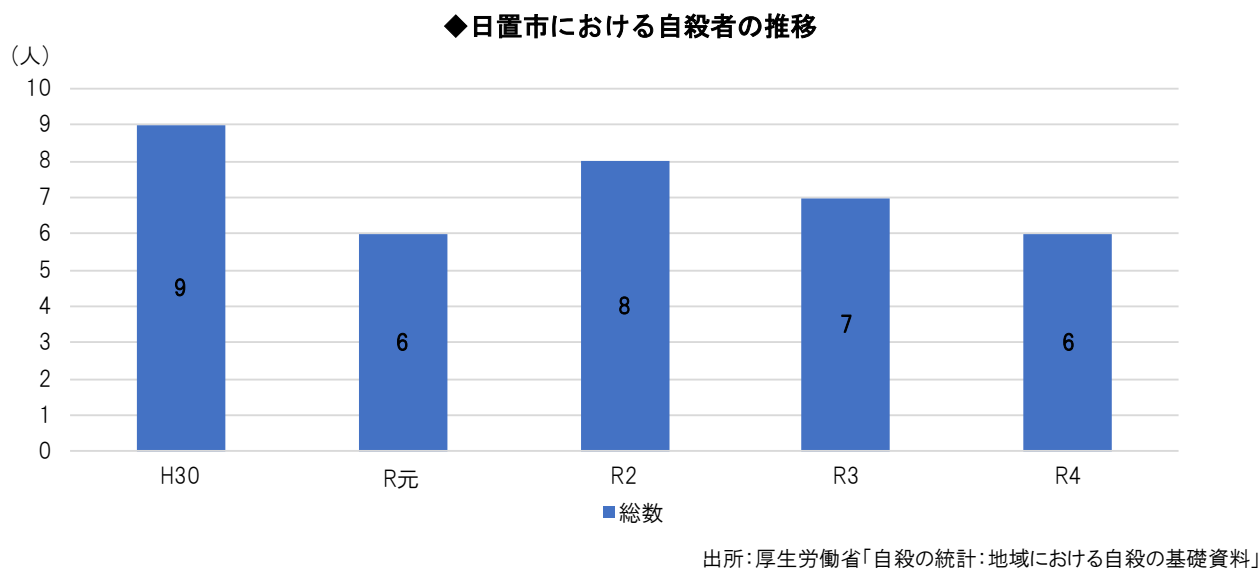
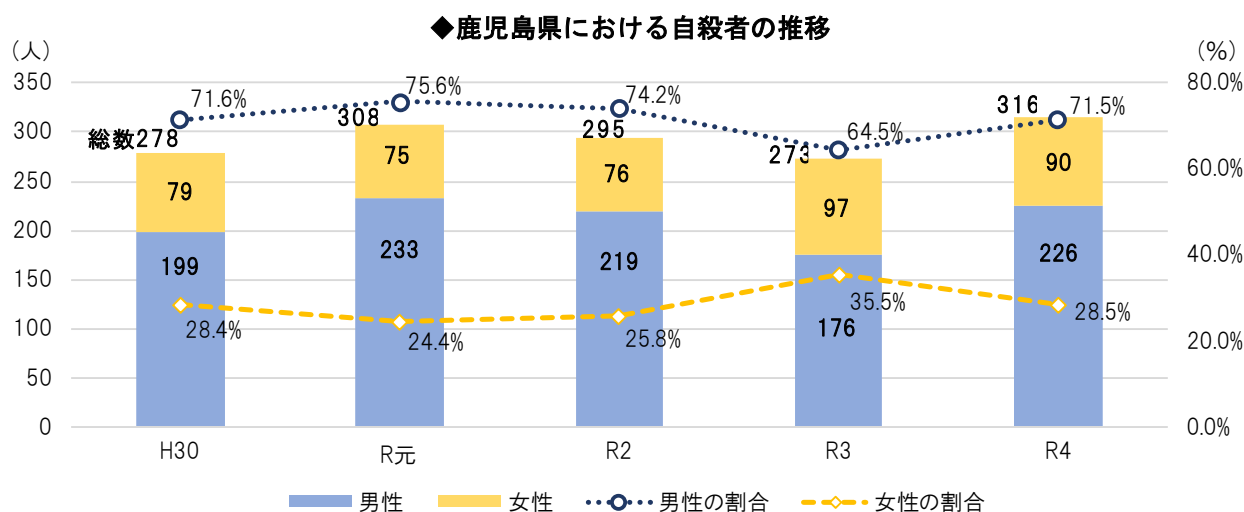


出所：鹿児島県男女共同参画室

ウ. 自殺者数

鹿児島県の自殺者数は、令和2年から令和3年にかけて減少していますが、令和4年には増加しています。性別で見ると男性の自殺者が増加しています。

本市の自殺者数は、令和2年から令和4年にかけて減少しています。性別で見ると男性の自殺者が多くなっています。また、年代別での平均自殺者数では、男女とも70歳代の高齢者の自殺率が全国より高く、その背景・要因として、健康問題、家庭問題、経済・生活問題などがありますが、多くの自殺の原因は一つではなく複合的に問題が絡みあっています。



※7 配偶者等からの暴力(DV)

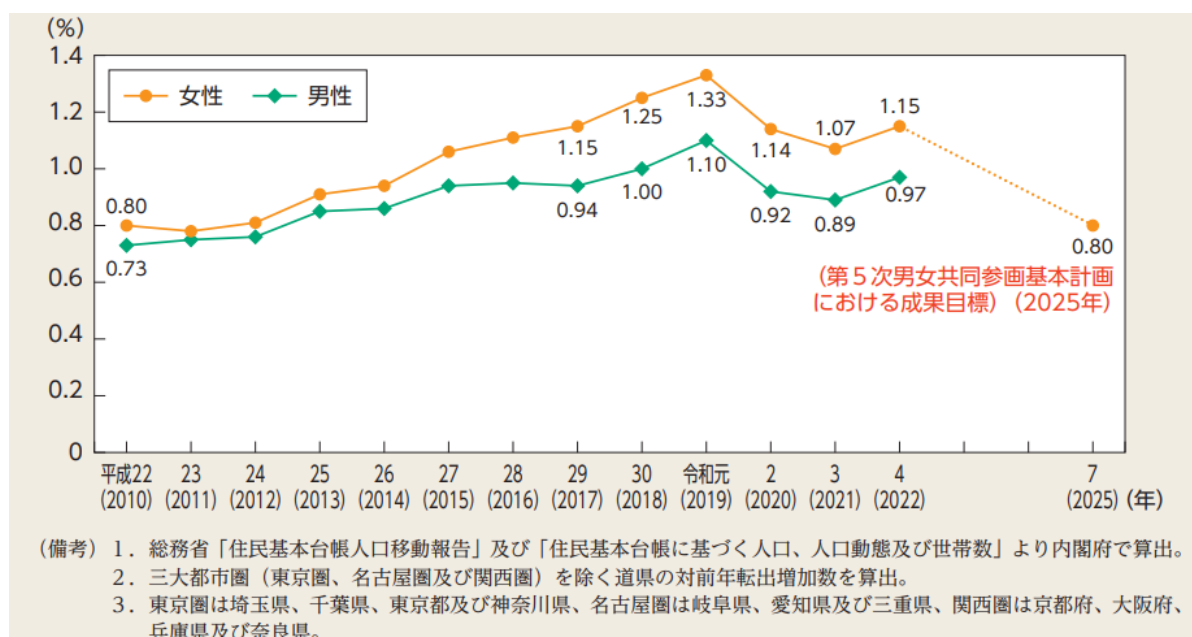
配偶者や恋人、元配偶者、以前つきあっていた恋人など、親密な関係にある者又はあった者(パートナー)からふられる暴力のことで、一般的に「ドメスティック・バイオレンス(DV)」といわれている。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・無視する・交友関係を監視するといった精神的暴力、生活費を渡さない、働かないといった経済的暴力、性行為を強要する、避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形態がある。なお、配偶者暴力防止法における、「配偶者からの暴力」は、配偶者(事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も対象)からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。(第4次鹿児島県男女共同参画基本計画から)

(5) 若年女性を中心とした地域における転出超過

国の第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月）によると、近年、若い女性の地域における転出超過が増大していますが、地方出身の若い女性が東京で暮らし始めた目的や理由としては、進学や就職だけでなく、「地元や親元を離れたかったから」といったことが挙げられています。その背景としては、固定的な性別役割分担意識や性差に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在しており女性の居場所と出番を奪っていることや、地方の企業経営者や管理職等の理解が足りず女性にとってやりがいを感じられず働きにくい環境であることなどが考えられるとしています。

一方で、これまで地方との関わりが少なかった都市部の人々が地方の価値や魅力を再認識し、都市と地方を往来したり、テレワーク※の一般化等により地方に定住したりするなどの動きも見られます。

◆地域における10代～20代の人口に対する転出超過数の割合（全国）



出所：内閣府「男女共同参画白書 令和5年版」

※8 テレワーク

ICT（情報通信技術）を利用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方。（第4次鹿児島県男女共同参画基本計画から）

(6) ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、平成27（2015）年9月、国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ※9」に含まれる開発目標です。

17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」という共通理念を掲げています。

SDGsでは、5番目の目標として「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、その実現に向けたターゲット5-1から5-6の達成目標が示されています。

また、そのアジェンダには、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメント※10を達成することを目指す」と記載されており、17の目標の達成に向けた、あらゆるターゲット（施策）のジェンダー平等及びジェンダーの視点を反映すること（ジェンダー主流化※11）の重要性が強調されており、ジェンダー平等（gender equality～事実上の男女平等）と女性・女児のエンパワーメント達成に向けた取組が世界各国で加速しています。

※9 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 27（2015）年 9 月、国連で採択された、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標（Sustainable Development Goals：SDGs）を設定。ゴール 5 では、ジェンダー平等の達成と全ての女性及び女兒のエンパワーメントが掲げられており、全ての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている（国第 5 次男女共同参画基本計画から）

※10 エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること（国第 5 次男女共同参画基本計画から）

なお、「女性のエンパワーメント」は、「女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること」とされており、近年では、G7、G20、APEC 等の国際会議や多国間協議において、ジェンダー平等と女性・女兒のエンパワーメントが主要議題の一つとして取り上げられている。（第 4 次鹿児島県男女共同参画基本計画から）

※11 ジェンダー主流化

あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと（国第 5 次男女共同参画基本計画から）



2 国・県・本市の主な動き

(1) 国の動き

①「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の成立

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成 30 年 5 月に公布・施行されました。また、令和 3 年 6 月には同法が一部改正され、政党等は、候補者の選定方法の改善やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対策などにも取り組むよう努めるものとされ、国・地方公共団体には、政治分野における男女共同参画の推進に関する必要な施策の策定などが義務づけられました。

②「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」の成立

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正、フレックスタイム制の見直しなど多様で柔軟な働き方の実現、短時間・有期雇用労働者に関する同一企業内における正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止など雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずることを内容とする働き方改革関連法が平成 30 年 6 月に成立し、平成 31 年 4 月から順次施行されています。

③「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正

女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、一般事業主行動計画策定義務の対象を従業員 301 人以上から 101 人以上の企業へ拡大することや、女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度「プラチナえるぼし」の創設などを内容とする「女性活躍推進法等の一部を改正する法律」が令和元年 5 月に成立し、令和 2 年 4 月から順次施行されています。また、令和 4 年度の女性活躍推進法に関する制度改正により、従業員 301 人以上の事業主及び特定事業主を対象に、男女の賃金の差異についての情報公表が義務化されました。

④第 5 次男女共同参画基本計画の策定

新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した女性を巡る諸課題など、社会情勢の現状及び課題を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させるため、令和 2 年 12 月に第 5 次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

⑤「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」及び雇用保険法の改正

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、令和 3 年 6 月の育児・介護休業法等の改正により、いわゆる産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置が定められ、令和 4 年 4 月から段階的に施行されています。

⑥「女性デジタル人材育成プラン」の決定

コロナ下で厳しい状況にある女性の就業に資することを目的として、デジタルスキル向上とデジタル分野への就労支援の具体策を盛り込んだ総合的な対策が、令和4年4月に男女共同参画会議で決定されました。

⑦「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（ＡＶ出演被害防止・救済法）」の成立

ＡＶ出演者の心身や私生活に将来にわたり生じる取り返しの付かない重大な被害を防止し、また、現に被害を受けたＡＶ出演者の救済を図るための法律が令和4年6月に成立、施行されました。

⑧「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」の成立

女性をめぐる課題が生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化する中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、「孤独・孤立対策」といった視点を含む新たな支援の枠組みを構築するための新法が、令和4年5月に成立し、一部を除き令和6年4月から施行されることとなりました。

(2) 県の動き

①「男女共同参画に関する県民意識調査」の実施

令和3年10月に、男女平等や男女の人権・家庭・地域などに対する県民の意識と実態を把握することを目的として、18歳以上の県民の方を対象に「男女共同参画に関する県民意識調査」が実施されました。

②「男女共同参画に関する企業実態調査」の実施

令和3年10月から11月にかけて、男女共同参画社会の形成に向けて、雇用における課題を明らかにするため、採用、配置、育成、登用、両立支援等の女性活躍に関する取組状況を把握し、女性とその個性と能力を十分に発揮できる職場環境整備の一層の推進を図ることを目的として、県内事業所の経営者、従業員の方を対象に「男女共同参画に関する企業実態調査」が実施されました。

③「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」の中間評価（到達状況評価）の実施

第3次計画における関連施策の取組状況及び数値目標の達成状況、各種統計調査や「男女共同参画に関する県民意識調査」の結果等を踏まえて、同計画の進捗状況について中間評価（到達状況評価）が行われました。

(3) 本市（日置市）の動き

①男女共同参画基本計画の策定

平成20年3月に「第1次日置市男女共同参画基本計画」を策定し、平成30年3月に「第2次日置市男女共同参画基本計画」を策定しました。

②「日置市男女共同参画センター」の設置

平成 28 年 4 月から地域における男女共同参画推進の拠点として機能する施設として「日置市女性センター（現：日置市男女共同参画センター）」の運営を始めました。

③「配偶者暴力相談支援センター」の設置

配偶者からの暴力被害者が身近なところで安心して相談できる被害者の立場に立ったワンストップの様々な支援を目的に、平成 29 年 4 月に「配偶者暴力相談支援センター」を設置しました。

④男女共同参画に関する条例の制定

本市における男女共同参画社会の実現のための基本理念を定め、必要な取組を、市、市民及び事業者等が一体となって総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成 31 年 3 月「日置市男女共同参画推進条例」を制定しました。

⑤「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施

令和 4 年 9 月に市民の男女共同参画に関する意識と実態を把握することを目的として 18 歳以上の市民を対象として「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

⑥「日置市パートナーシップ宣誓制度」の導入

一人一人が人権を尊重し、多様性を認め合い、生涯にわたって生きがいを持って安心して暮らせるまちづくりの実現目指す取り組みの一環として、「日置市パートナーシップ宣誓制度」を令和 5 年 10 月から開始しました。

第3章 計画の内容

重点目標1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消、教育・学習の推進



(現状と課題)

社会における制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものではありませんが、その中には、男女共同参画の視点からみた場合、明示的に性別による区分を設けていなくても、男女の置かれている立場の違いを反映して、結果的に男女に中立に機能しないことにより、本来尊重されるべき個人の多様な選択に影響を及ぼし、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっているものがあります。

このような制度や慣行の多くは、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)などを内包しており、長年にわたり形成され、暮らしの隅々に関わっていることから、人々の意識にも大きく影響しています。

令和4年男女共同参画に関する市民意識調査では、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識について「否定」が62.4%と過半を占める結果となりました。その一方で、「男女の地位の平等感」については、依然として「政治の場」や、「社会通念や慣習・しきたりなど」や、「地域社会の中」において、「男性優遇」と感じている人が多い状況です。

このことは、男女が生活の様々な場面で男女の不平等を感じつつ、また、女性の社会参画を希望しながら、男女が固定的性別役割分担意識を自ら変えることへの困難な状況があると考えられます。

そのため、男女共同参画社会の実現に向けた取組の基盤となる市民一人ひとりの男女共同参画についての正しい理解と深まりを促進する教育・学習を、学校、家庭、職場、地域などあらゆる分野において推進し、子どもから高齢者まで広く市民に男女共同参画意識の醸成を図るとともに、男女共同参画の視点から見直されるべき社会制度や慣行への気づきと、その見直しに向けた主体的な行動ができることが市民の中で広がるよう、あらゆる機会を捉えた教育・学習の内容等の更なる充実を図る必要があります。

中でも、将来を見据えた子どもたちの自己形成につながることから、子どもを対象とした学校教育や家庭教育における取組は重要であり、令和4年男女共同参画に関する市民意識調査においても、

「女性も男性も、家事や子育て、介護、地域活動、仕事等の取り組みに、自分の意思で積極的にかわり、いきいきと暮らすことができるようになるために必要なこと」として、約3割が「子どもの頃から、男女の平等や相互の理解・協力についての学習の充実」を挙げています。

このことから、学校において、子どもたちの自己肯定感や自尊感情を育む人権教育・男女平等教育と併せて男女共同参画の視点に立ったキャリア教育^{※12}を推進するとともに、家庭教育においては、家庭における教育・子育てに関する法律の規定に男女共同参画の視点を取り込むとともに、社会教育全般においても、長い人生を見据え、ライフステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を選ぶよう、子どもから高齢者まで学習機会の充実を図る必要があります。

また、性的指向^{※13}・ジェンダーアイデンティティ^{※14}を理由とする差別や偏見等にかかわる課題も顕在化しており、学校教育、家庭教育、社会教育における教育・学習を推進し、多様な性の在り方が尊重されるよう理解促進についても取り組む必要があります。

※12 キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。なお、キャリアとは、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね（中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月31日）

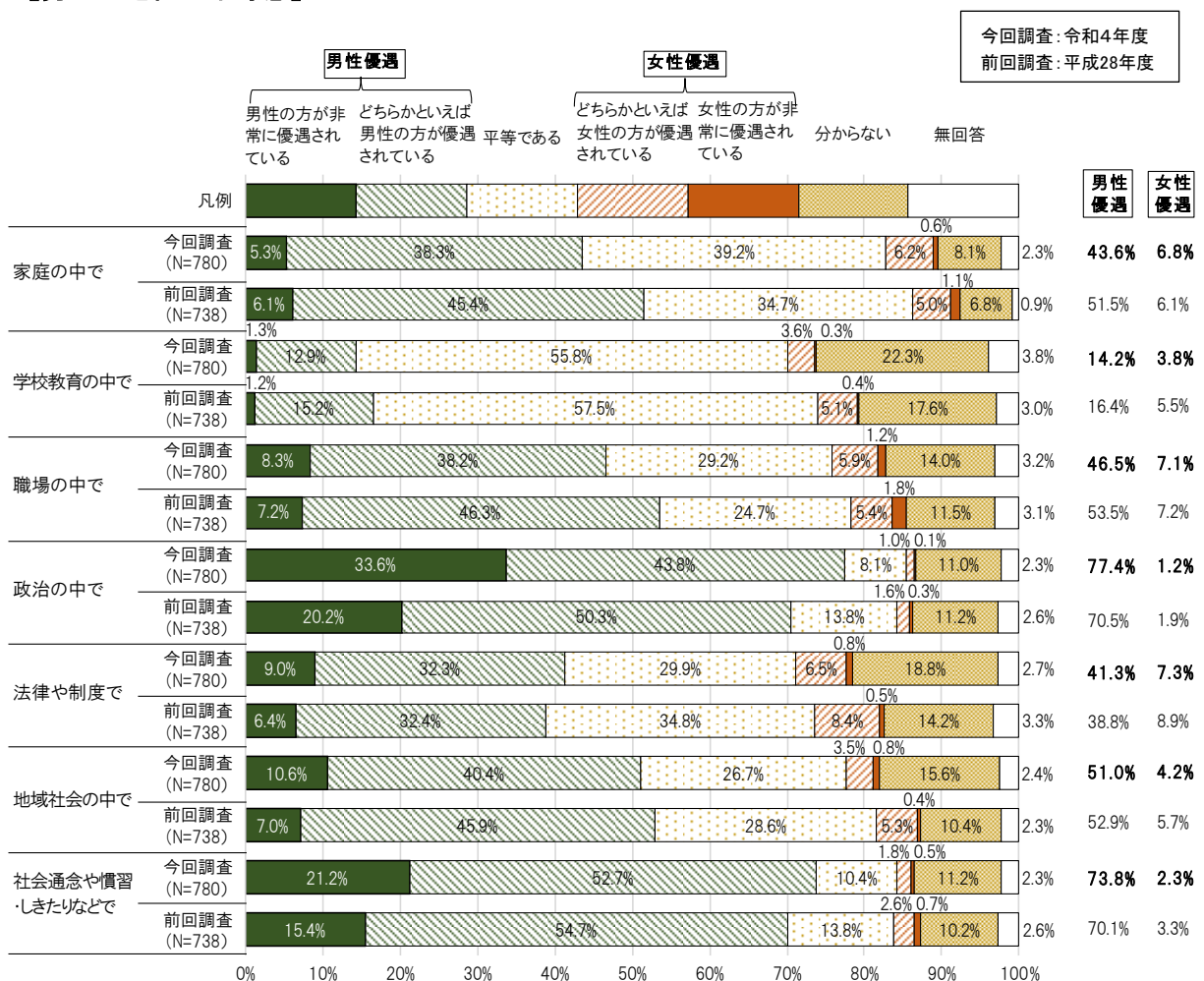
※13 性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称（国第4次男女共同参画基本計画から）

※14 ジェンダーアイデンティティ

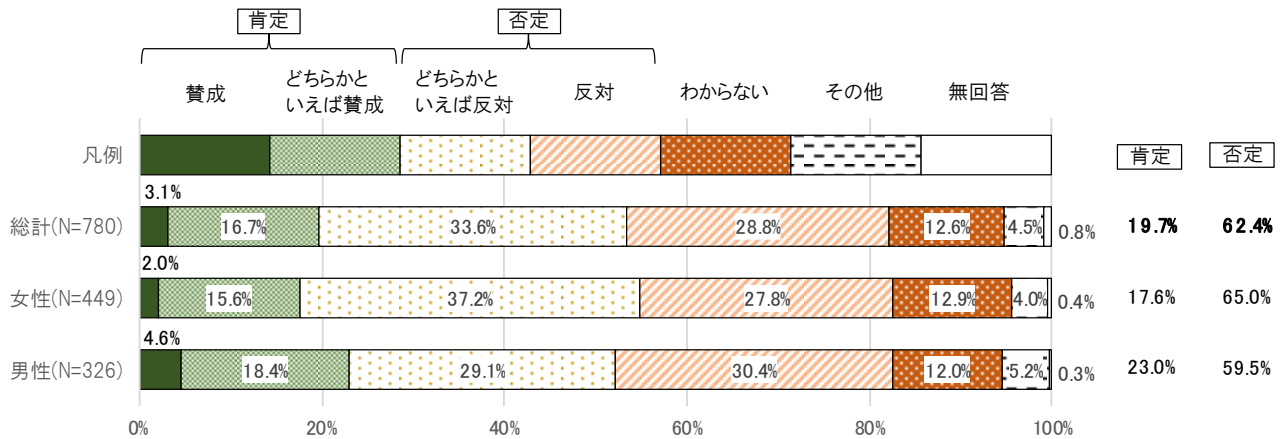
自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティを自分の感覚として持っているかを示す概念。例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍とは異なる性のアイデンティティを有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的マイノリティを表す言葉の一つとして使われることもある（国第4次男女共同参画基本計画から）

【男女の地位の平等感】



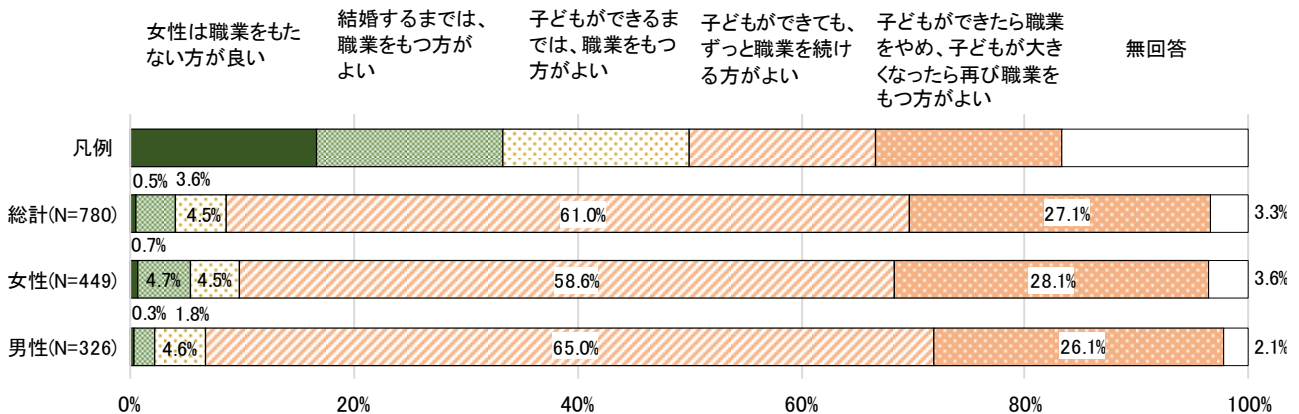
資料：令和4年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査

【「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について】



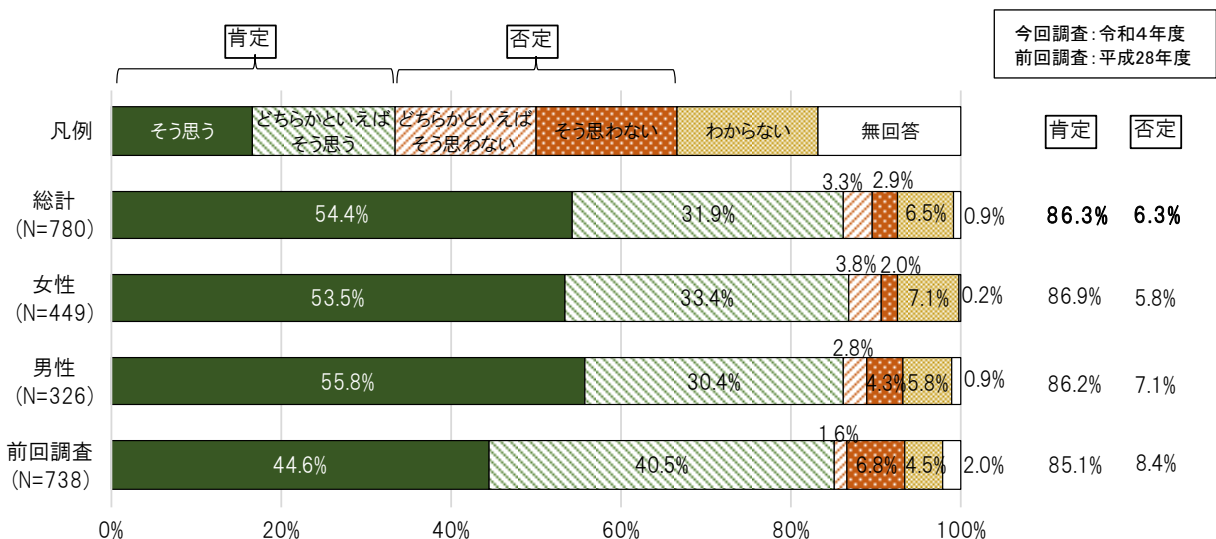
資料：令和4年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査

【女性が職業をもつことについて】



資料：令和4年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査

【「政策企画立案や方針決定の場に女性の意見が反映されるようになれば良いと思う」という考え方について】



資料：令和4年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 男女共同参画の推進のための普及啓発、制度や慣行の見直し			
番号	具体的施策	内容	所管課等
1	広く市民を対象とする男女共同参画に関する普及啓発や学習機会の提供	男女共同参画社会の形成に関する基本的な知識や本市の現状、社会的動向について、市の広報紙への掲載等多様な機会を捉えた情報提供を行います。 また、男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)等について、「自分のこと」として認識されるよう、県の男女共同参画地域推進員と連携・協力し、広報・啓発活動を行います。 あわせて、男女共同参画についての正しい理解が市民に広がるよう、「日置市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえた講座等を実施し、男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)等の解消を図ります。 なお、講座等の実施に当たっては、多様な立場にある人が参加しやすいように配慮するとともに、家庭・職場・地域等における一人ひとりの主体的な取組が促進されるよう、講座の内容等について考慮します。	企画課
2	男女共同参画の視点に立った施策の推進	市が実施する施策について、男女共同参画の視点に立った進行管理の充実を図るとともに、男女の置かれている状況を客観的に把握するため、必要に応じてジェンダー統計^{※15}を整備します。 また、日置市男女共同参画センターにおいては、男女共同参画推進の総合的な拠点として、学び合いの場、相談事業、情報収集・提供、広報・啓発、団体等の活動支援等の機能の充実を図り、それらの有機的な連携により地域へ効果的に男女共同参画の推進に取り組めます。	企画課
3	各種相談を担う人への男女共同参画についての学習機会の提供及び情報提供等啓発の取組	あらゆる分野の相談業務において、人権意識を基盤に相談の質を高めることは、DV等男女共同参画を阻害する行為の早期発見にもつながります。そのため、相談を担う市職員、各種相談員、人権擁護委員、民生児童委員等への男女共同参画の視点に立った学習機会の提供や情報提供等の啓発に関係機関・団体と連携して取り組みます。研修の内容及び各種相談については、特に、男女共同参画社会基本法第3条「男女の人権の尊重」についての確かな理解に基づくものであるよう配慮します。	福祉課 こども未来課 健康保険課 介護保険課 市民生活課 商工観光課 学校教育課 企画課
4	市職員研修の実施	市におけるあらゆる施策の推進が、男女共同参画社会の形成の促進につながるよう、男女共同参画についての全庁的な理解の共有と職員一人ひとりの男女共同参画意識の普及・啓発を図る職員研修を行います。	企画課

施策の方向② 学校教育における人権教育・男女共同参画の推進			
番号	具体的施策	内容	所管課等
5	学校教育における人権尊重と男女共同参画を推進する取組の充実	男女共同参画は、個人の尊重と男女平等の理念を包含し、事実上の平等を目指しています。その阻害要因である固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に捉われず、児童生徒一人ひとりの男女平等意識を育み、自らが人権の主体として自己肯定感や自尊感情を高めることを基礎とする人権意識の醸成に向けて、人権擁護委員との連携を図りつつ、「日置市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえ、男女共同参画の視点に立った教育・学習の一層の充実を図ります。	市民生活課 学校教育課
6	多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の提供	子どもの頃からの発達段階に応じた総合的なキャリア教育を推進します。また、性別にかかわらず児童生徒一人ひとりが、望ましい職業観や勤労観をもち主体的に進路や職業を選択できる能力・態度を身に付けることができるよう、キャリア教育、進路・職業選択の指導に当たって、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に捉われることのないよう、配慮を行います。	学校教育課
7	学校教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための学習機会及び情報提供の推進	教育に携わる人の男女共同参画意識は、子どもたちをはじめ教育を受けている人の意識に大きな影響を及ぼすことから、教育関係者(幼稚園教諭を含む教職員、保育士等)が男女共同参画を正しく理解し、教育現場で男女共同参画の視点に立った教育が推進されるよう、市・県・関係機関等が実施する男女共同参画についての学習機会への参加促進と情報提供を行います。	こども未来課 学校教育課 教育総務課

※15 ジェンダー統計

男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。(国第5次男女共同参画基本計画から)

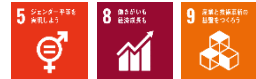
施策の方向③ 家庭や地域における男女共同参画の理解促進			
番号	具体的施策	内容	所管課等
8	地域における男女共同参画の推進を担う人材の育成と活用	男女共同参画の推進を担う人材を育成し、地域での人々の暮らしにおける男女共同参画の学習機会や情報提供による啓発に取り組みます。	企画課
9	男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	年齢や性別に関わりなく、広く市民に多様な内容で提供される生涯学習は、市民の男女共同参画意識に影響を及ぼす場合もあり、男女共同参画の視点に立った教育の推進に努めるとともに、学習内容の企画・実施等に当たって、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を助長するものではないか、画一的な「男性像」「女性像」「家族像」を強調するものでないかなどに配慮します。 また、講座等の実施に当たっては、多様な立場にある人が参加しやすいよう、配慮します。	関係各課
10	学校・家庭・地域が一体となった男女共同参画意識の醸成に向けた取組の推進	家庭や学校、企業など地域の様々な主体が連携して家庭教育支援を推進する研修等を実施するにあたり、男女共同参画の視点を盛り込むことで、男女共同参画意識の醸成を図ります。	社会教育課 企画課

施策の方向④ 性の多様性についての理解促進			
番号	具体的施策	内容	所管課等
11	性の多様性に関する啓発	多様な性の在り方が尊重されるよう、性的指向・ジェンダーアイデンティティについて正しい理解を促進し、それらを理由とする偏見や差別の解消を図る啓発活動を行うとともに、相談に適切に対応します。 学校においては、教職員の一層の理解促進に努め、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、性の多様性に関する理解を深める教育を推進します。	市民生活課 学校教育課 企画課

重点目標2

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

【日置市女性の職業生活における活躍推進計画Ⅰ】



(現状と課題)

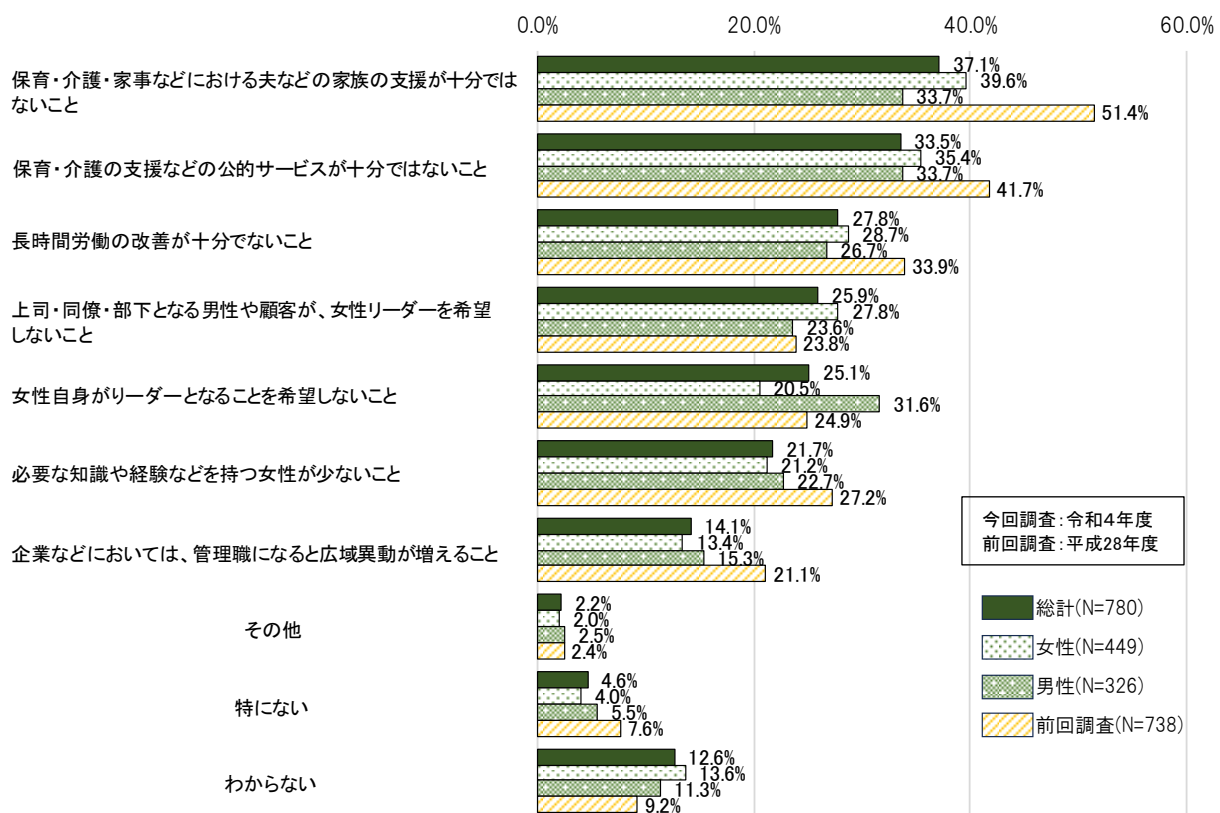
多様化する地域課題の解決に向けて、あらゆる分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が参画し、当事者や地域生活者である男女双方の意思が公正に反映されることが必要です。

女性の就業率の増加や地域では多くの女性が地域活動を支え大きな役割を担っているなど、本市においても多くの分野で女性の活躍は徐々に進んでいますが、政策・方針決定過程への女性の参画の状況は十分ではない状況です。

このような状況の背景には、固定的性別役割分担意識等に基づく様々な制度や慣行があり、特に男性中心型労働慣行は、職業生活や農林水産業・商工業等における女性の活躍の阻害要因となり、男女双方の生活と仕事の調和を困難にしているとともに、人口減少・超高齢化、社会の多様化に伴い要請される多様性に富んだ持続可能な経済活力の醸成にも大きな影響を及ぼしています。

そのため、全ての人が男女共同参画の視点をもって主体的に社会のあらゆる分野に参画していくことができるよう自ら意識・行動を変革させて、固定的性別役割分担意識等に捉われることなく活躍できる制度や慣行の改善を進めるとともに、行政・経済・地域などあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた環境の整備に取り組むことが必要です。

【政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やすときに妨げとなるもの（複数回答）】



資料：令和4年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査
平成28年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた環境整備			
番号	具体的施策	内容	所管課等
12	経営者・管理者等を対象とした男女共同参画に関する理解の浸透を図る啓発及び雇用の分野における女性の参画の拡大を図る取組の促進	あらゆる分野の持続可能な組織経営に要請されるダイバーシティ※16 推進の観点から、その基盤をなす男女共同参画・ジェンダー平等への企業・団体等組織の経営者や管理職等の理解の浸透を図る必要があります。 女性の採用・登用に事実上の阻害要因となる固定的性別役割分担意識に基づく慣行等が実質的な男女間の格差を生み出しており、その格差の積極的な是正を推進する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」についての普及・啓発を図るとともに、事業所の主体的な取り組みが促進されるよう関係課・機関・団体等との連携した学習機会の提供や情報提供に取り組みます。	総務課 商工観光課 農林水産課 農業委員会 企画課
13	市における女性職員の管理職登用の促進	市役所においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を踏まえた「特定事業主行動計画※17」に基づき、管理職への女性の登用促進に取り組みます。	総務課
14	市の審議会等委員への女性の登用を進める取組の促進	年度ごとに女性の登用状況の調査を行い、数値目標の達成に向けた計画的な登用を推進します。改選にあたっては、多様な視点が反映されるよう人材の固定化に留意し、推薦を依頼する団体への協力要請や公募制度の充実に努めます。	企画課 関係各課
15	地区公民館・自治会等地域に根ざした組織の地域活動における方針決定過程への女性の参画の拡大を図る取組の推進	地域の多様なニーズに対応していくためには、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要です。そのため、性別や年齢等にかかわらず広く住民の中から活動の担い手を育成し、方針決定過程への女性の参画拡大を図る必要があります。そのため、固定的な性別役割分担意識に基づく運営や活動のあり方等慣行の見直しに向けた意識啓発を行います。	企画課
16	各種団体・組織等における女性の参画を進める取組の促進	P T A、スポーツ団体、地域づくり活動団体等における役員への女性の参画促進を働きかけるとともにエンパワーメントに向けた学習機会の提供・情報提供等を行います。	社会教育課

施策の方向② 農林水産業・商工業等の自営業の分野における女性の参画の拡大			
番号	具体的施策	内容	所管課等
17	農林水産業や商工業等の自営業の分野における女性の経営への参画の促進	農林水産業や商工業等自営業において、女性が経営方針等決定過程に参画するために県や関係機関が実施する経営者として必要な知識・技術を習得する機会の情報提供等を通じた支援を行います。	商工観光課 農林水産課 農業委員会

※16 ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会と言います。（国第5次男女共同参画基本計画から）

※17 特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、国・地方公共団体の機関に対し策定、公表が義務付けられた行動計画。次世代育成支援対策推進法では、職員の仕事と子育ての両立等に向けた環境整備や目標、取組内容等について、女性活躍推進法では、勤続年数や労働時間、管理職比率の男女差や女性採用比率などの状況を把握し、数値目標とともに取組内容を定めなければならない。

重点目標3 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境整備の促進

【日置市女性の職業生活における活躍推進計画Ⅱ】



(現状と課題)

就業は、個人の生活の経済的基盤であると同時に自己実現につながるものであり、誰もが生き生きと希望する働き方ができる環境づくりは、人権尊重の視点から重要であるとともにダイバーシティの推進による持続可能な社会・経済の活性化という観点からも極めて大きな意義があります。

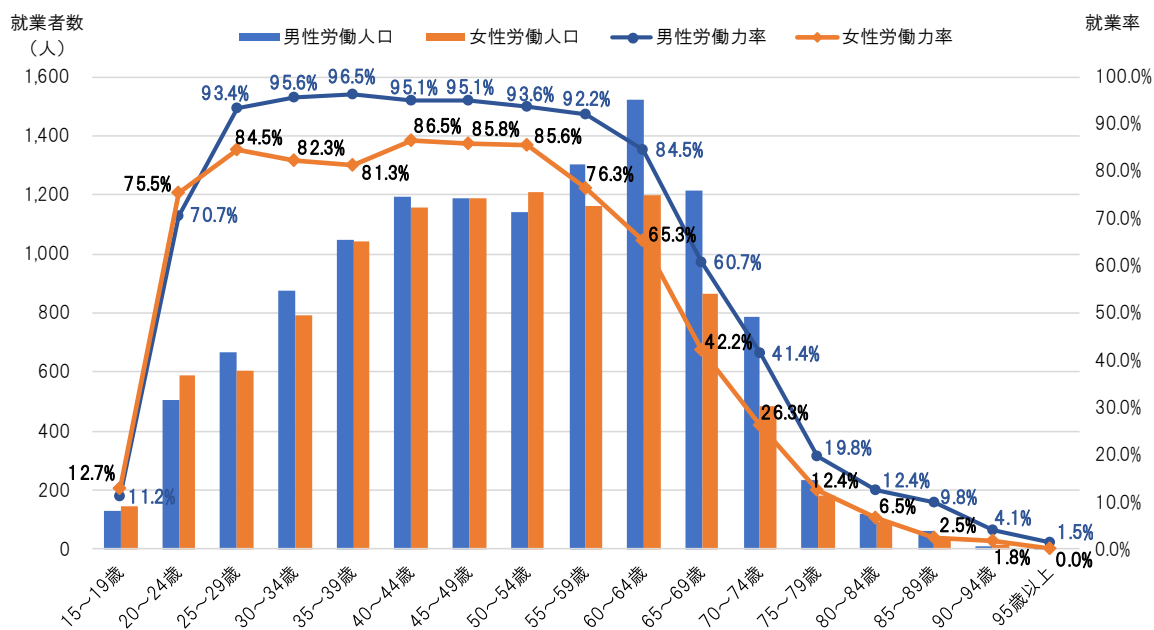
本市における女性の年齢階級別労働力率については、35歳から39歳で最も低下しており依然として出産・子育て期に就業を中断する女性が多い状況があります。また、女性の雇用形態をみると、パートタイム労働等の非正規雇用で働いている人の割合が高くなっています。パートタイム労働等の非正規雇用は、多様な就業ニーズに応える側面があるものの、給与水準が低く、長期的なキャリア形成を困難にしており、職場で経験や知識を蓄積することができず、管理職への登用などの機会や待遇に男女間の格差も存在しています。

一方、男性も長時間労働の常態化により心身の健康を損ねる人が増加するなど、雇用環境の不安定化と悪化による人権尊重の視点から看過できない様々な問題が生じています。

また、家事・育児・介護等の多くを女性が担っているという現状を踏まえると、男性が家事・育児・介護等に積極的に参加できるよう、普及・啓発を行う必要があるとともに、働くことを希望する全ての人が、仕事と生活の二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮できるよう、女性のみならず男性にとっても働きやすい環境づくりを進め、多様で柔軟な働き方を推進することが重要です。

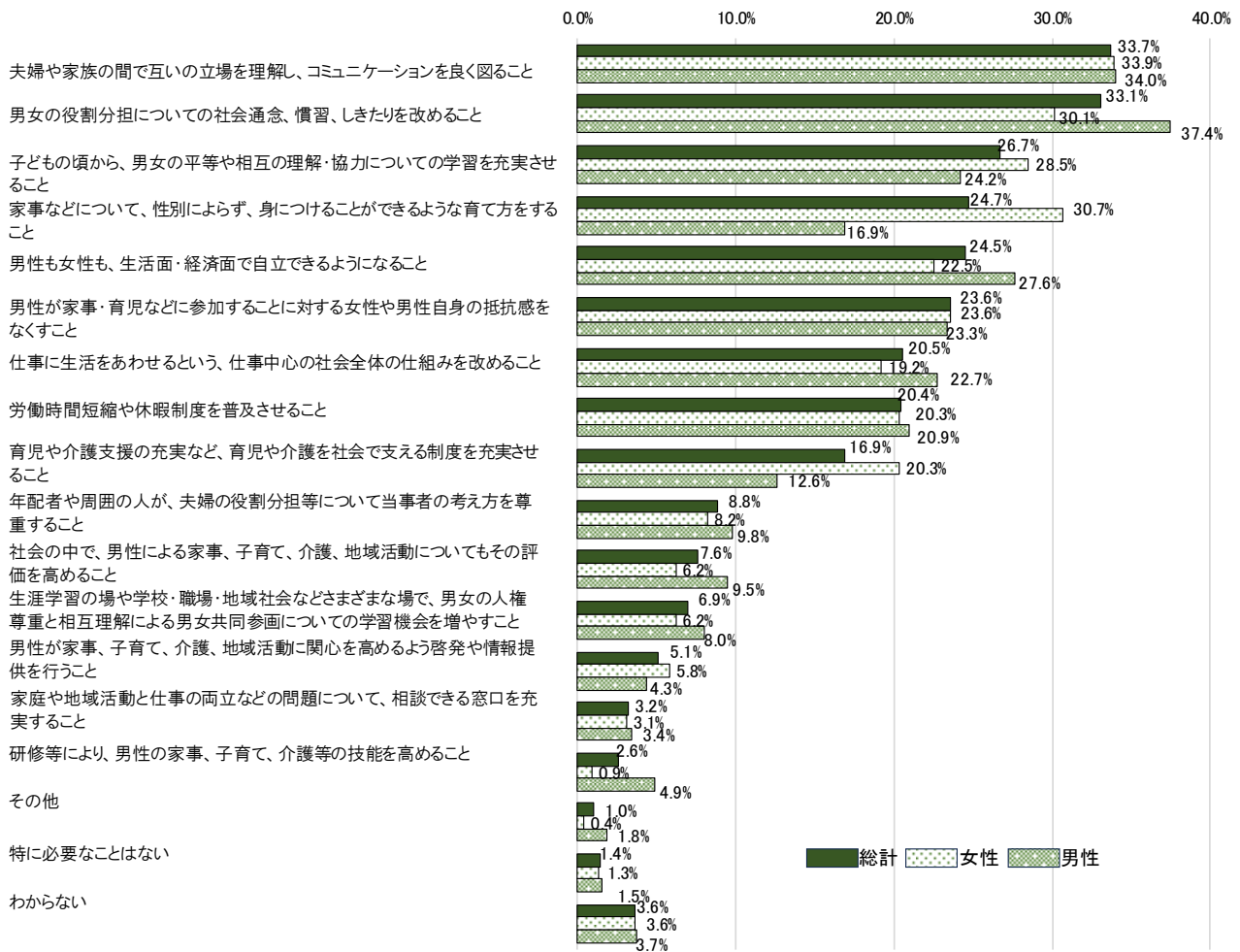
さらに、農林水産業や商工業等の自営業分野においても、性別にかかわらず均等な機会と待遇のもとで能力を発揮できる環境を整備し、女性の経営への参画を促進する必要があります。

【日置市男女別就労状況】



資料：令和2年国勢調査をもとに作成

【男女が家庭や仕事やその他の生活に積極的にかかわり、いきいきと暮らすことができるために必要なこと（複数回答）】



資料：令和4年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 働く場における男女共同参画・ジェンダー平等の推進			
番号	具体的施策	内容	所管課等
18	雇用の分野における男女の機会と待遇の確保等に関する関係法令の普及啓発	性別を理由とする募集・採用、配置・昇進等における差別的取り扱い、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を定めた「男女雇用機会均等法」や育児休業等に関するハラスメントの防止措置を定めた「育児・介護休業法」、パワーハラスメントの防止措置を定めた「労働施策総合推進法」、正社員と非正規雇用労働者との間に不合理な待遇差を設けることを禁止しているパートタイム・有期雇用労働法等の労働関係法令の幅広い周知・啓発を図ります。また、雇用に関する各種相談について、相談窓口の紹介等、関係機関との連携による適正な対応を行います。	商工観光課 企画課

19	メンタルヘルス等健康確保やハラスメントの防止に向けた啓発	性別にかかわらず一人ひとりの働く人の健康確保は、男女とも就業を基盤とするキャリア形成に影響を及ぼすと同時に生産性の向上の観点からも重要な課題です。常態化する長時間労働や複雑な人間関係等により心身の健康に変調をきたす人が増えている中、健康の問題による就業中断がその後の生活上のさまざまな困難につながっています。 事業所等においてはメンタルヘルス等健康確保やセクシュアル・ハラスメントなどあらゆるハラスメントの防止に向けた主体的な取組が促進されるよう、学習機会や情報の提供等、県や関係機関との連携による啓発に取り組めます。	総務課 商工観光課 学校教育課 企画課
20	農林水産業や商工業等の自営業分野における就業環境の整備	農林水産業や商工業等の自営業において、女性が家族従事者として果たしている役割が適切に評価され、その貢献に見合う賃金を確保、経済的地位の向上、女性が働きやすい就業環境の整備が促進されるよう、県や関係機関等との連携した啓発を行います。	商工観光課 農林水産課 農業委員会

施策の方向② 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の促進			
番号	具体的施策	内容	所管課等
21	多様で柔軟な働き方の実現に向けた、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進のための意識啓発	長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進をはじめとする働き方改革を推進し、多様で柔軟な働き方を実現するため、誰もが仕事と子育て・介護・社会生活等を含む生活の二者択一を迫られることなく働き続けることを可能にするための意識啓発を行います。 また、性別にかかわらず一人ひとりのライフスタイル、ライフイベントに応じた多様な働き方の選択ができるよう、育児・介護休業法やその他関係法令について、関係課・機関・団体と連携して周知に努めます。	総務課 商工観光課 企画課
22	仕事と生活の調和を図る多様なニーズに対応した保育・介護サービスの提供の促進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※¹⁸⁾の実現に向けては、女性は特に、育児・子育て、介護に係るライフイベントと仕事とのバランスに多様な困難があり、固定的な役割分担意識を背景に職業生活における女性の活躍を阻害する大きな要因になっています。 子どもを持つ保護者の多様な働き方にも対応できる保育サービスの充実及び仕事と子育ての両立のための環境の整備を推進するとともに、介護家庭の多様なニーズに対応するため、介護サービスの充実や介護予防の推進を図ります。	こども未来課 介護保険課

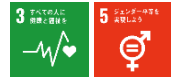
23	男性の子育てへの参画の促進及び育児休業、介護休業・休暇の取得の促進に向けた啓発	固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による家事・育児等の負担が、より女性にかかっている現状は、特に職業生活における女性の活躍推進を阻む要因となっているとともに、男女の個人としての生き方・働き方の主体的な選択にも影響を及ぼしています。そのため、男女が共に家庭的責任を担うことができるよう、男性の育児休業等の両立支援制度の活用促進や意識の改革を図るための学習機会の提供・情報提供等の啓発を図り、男性の家事・育児等参加への機運を醸成するため、県や関係機関等と連携した取組を行います。	総務課 企画課
----	---	--	------------

※18 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

施策の方向③ 女性の能力発揮のための支援			
番号	具体的施策	内容	所管課等
24	女性の能力発揮・開発や再就職および新規就業に関する支援	女性が将来のキャリアデザインを描き、意欲を持って就業できるよう、意識の向上や県や関係機関が実施するキャリアアップのための能力開発に係る学習機会の情報提供等を通じた支援を行います。 また、新規就業・再就職希望者に対する必要な知識や情報の提供、仕事と生活の両立のための各種相談の対応など、関係機関と連携した支援に取り組みます。 また、市役所においては、市職員の女性の能力発揮・開発について女性の職業生活における活躍の推進に係る「特定事業主行動計画」に基づき推進します。	総務課 商工観光課 農林水産課 企画課
25	地方創生等における女性の活躍推進	地域における女性の活躍推進は、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらします。そのため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生に向け、働く女性のロールモデル（将来目指したいと思う模範となる先輩）の提示や交流機会の提供、地域で活躍する女性等の先進的な取組の収集・発信や女性の起業支援に取り組みます。	商工観光課 企画課

重点目標4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶



(現状と課題)

全ての人には、安全・安心に暮らし、自分の生き方を自分で選び、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、性別に起因する様々な暴力があります。

そのうち、配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、人身取引等の暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、社会における男女の不平等な関係や性に対する根深い偏見等が存在しています。これらの暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき喫緊の課題です。

これまでも、「配偶者暴力防止法」や「男女雇用機会均等法」におけるセクシュアル・ハラスメント防止規定、その他法制度に基づき、社会的な取組が進められてきましたが、暴力は依然として存在し、命に係わる重大事件も発生しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活不安・ストレスにより、配偶者からの暴力の増加や深刻化が懸念されています。

性別に起因する暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど心への影響も大きいものであり、また、配偶者等からの暴力は、その子どもにも深刻な影響を及ぼすことがあるなど、被害者のその後の人生に大きな支障を来し、貧困や様々な困難にもつながることがあります。

令和4年男女共同参画に関する市民意識調査によると、配偶者やパートナーから身体的、精神的、経済的、性的暴力のいずれかを受けた経験のある人の割合は、全ての暴力行為で女性が男性より高くなっています。また、配偶者やパートナーから暴力を受けた経験がある人のうち、女性の5割強、男性の約4割は、「どこ(誰)にも相談しなかった(できなかった)」と回答しており、暴力が潜在化しやすい傾向があります。

さらに、SNS^{※19}など、インターネット上のコミュニケーションツールを利用した暴力をはじめ、暴力の形態と、その被害も一層多様化している中、子ども・若者が当事者となりやすい性犯罪・交際相手からの暴力(デートDV)などが問題になっており、若年層に向けた予防啓発を推進する必要があります。

このようなことから、性別に起因する暴力の背景や構造について、市民に広く正しい理解を深める広報・啓発活動等を実施し、いかなる場合の暴力も容認しない意識の醸成を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターなど相談窓口の周知や相談を促す広報・啓発など、相談につながりやすい体制の充実を図り、被害者の潜在化の防止に取り組みます。

また、被害者が子ども、高齢者、障がい者、外国人等である場合は、その背景事情に十分配慮し、被害者の支援に当たっては暴力の形態や被害者の属性に応じて、きめ細かく対応する視点が不可欠です。そのため、関係機関・団体との連携の強化や相談対応者の研修の充実により、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応に努め、切れ目のない支援を総合的に推進します。

※19 SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)

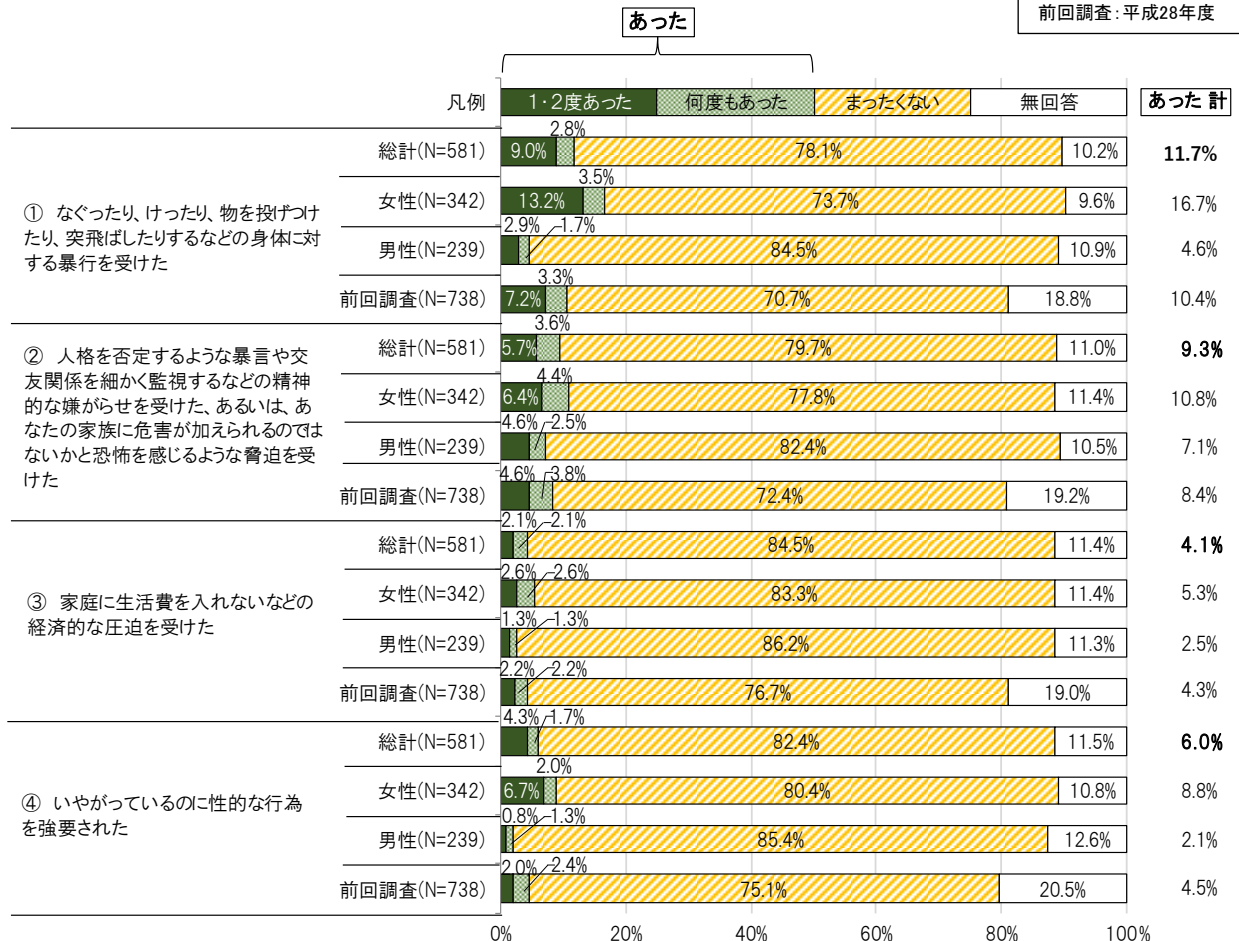
ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

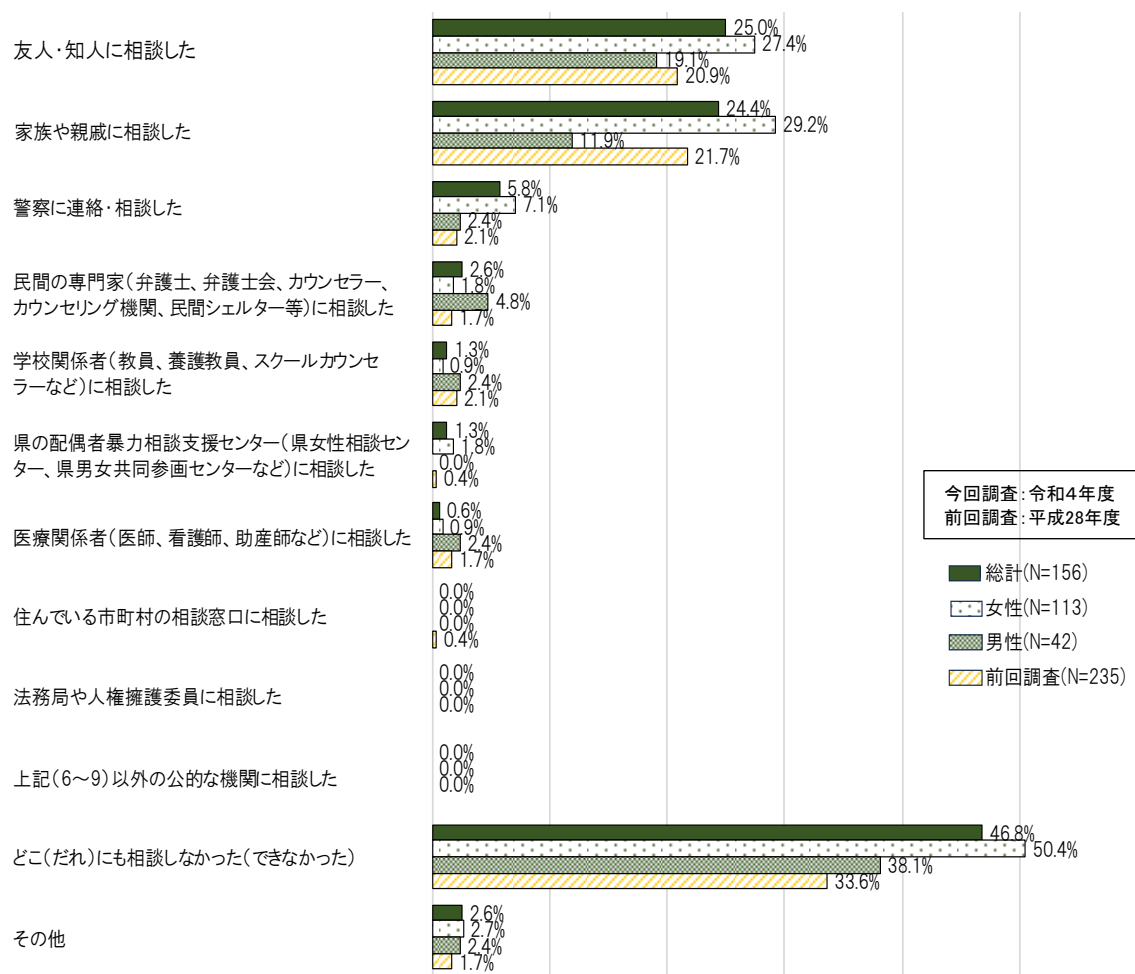
【配偶者・パートナーから暴力や嫌がらせを受けた経験】

今回調査：令和4年度
前回調査：平成28年度



資料：令和4年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査

【暴力や嫌がらせ等についての相談先(複数回答)】



※平成28年度日置市調査には「法務局や人権擁護委員に相談した」「上記(6~9)以外の公的な機関に相談した」の選択肢はなし

資料：令和4年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査
平成28年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 男女の人権が尊重される意識づくり			
番号	具体的施策	内容	所管課等
26	暴力を容認しない意識の醸成	配偶者等からの暴力やストーカー行為、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力等性別に起因する暴力は、個人の尊厳を傷つける基本的人権の侵害であり、その背景には、男女の不平等な関係等社会的・構造的問題があるといわれていますが、依然として個人的な問題として捉えられる傾向にあり、相談の場につながりにくい状況があります。 このような状況への対応を図り、被害者を早期に発見し、相談・支援に結び付けていくことができるよう、広く市民の性別に起因する暴力についての正しい理解と、いかなる場合の暴力も容認しない意識の醸成に向けて、広報紙等における情報発信、講座の実施、県・関係機関等が実施する講座等への参加促進を図るなど広報・啓発を行います。 特に、被害者の潜在化が課題となっている配偶者等からの暴力については、被害者の保護を図るための「配偶者暴力相談支援センター」の周知と、被害者保護制度の普及・啓発を図ります。	総務課 こども未来課 福祉課 介護保険課 学校教育課 企画課
27	交際相手からの暴力(デートDV※20)等若者に向けた予防啓発	若者が当事者となりやすい交際相手からの暴力等の予防・防止に向けた教育・啓発活動を関係機関と連携して行います。	こども未来課 学校教育課 企画課

※20 デートDV(交際相手からの暴力)

交際相手からふるわれる暴力で、一般的に「デートDV」といわれている。配偶者からの暴力と同様、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・束縛するといった精神的暴力、お金を返さない・お金やプレゼントを要求するといった経済的暴力、性行為を強要する・避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形で起こる。(第4次鹿児島県男女共同参画基本計画から)

施策の方向② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進 【日置市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画】			
番号	具体的施策	内容	所管課等
28	配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援に向けた総合的施策の推進と関係機関、団体等との連携強化	配偶者等からの暴力は、依然として個人的な問題として捉えられる傾向にあり「どこにもだれにも相談していない」被害者の潜在化が課題です。 暴力の発生及び潜在化を未然に防止するための働きかけや被害者の保護及び支援等が適切に行われるよう、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に総合的に取り組み、関係機関・団体等との連携の強化を図ります。	市民生活課 こども未来課 福祉課 企画課
29	相談につながりやすい体制整備や相談を促す広報・啓発の実施	多様な相談ニーズに対応するため、関係課、支援関係機関・団体等との速やかな連携が図られるよう体制の整備に取り組みます。 相談機関等において、プライバシーの保護や相談者の心情への配慮など、被害者の二次被害を防止し、適切な相談対応が行われるよう、相談員への研修機会の提供や情報提供を行うとともに、相談員自身の安全・ケアに配慮します。 さらに、適切・迅速に相談から保護へとつなぐ関係法令等の広報・啓発や相談窓口の積極的な広報・周知に取り組みます。	こども未来課 福祉課 健康保険課 企画課
30	被害者の安全を確保する対応と心身の健康回復と自立への支援及び家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援	身の安全を確保するため保護する必要がある被害者については、関係機関等と連携・協力して一時保護施設への入所を行うなど適切な保護を行うとともに、被害者の関係者や支援者の安全確保に努めます。 また、被害者が心身の健康を回復するため、関係課、医療機関、配偶者暴力相談支援センター等が連携し、専門的ケアを受けられるようにするとともに、被害者の自立した生活を支援するための就業、住宅の確保や諸支援制度の利用等を支援します。なお、被害者の支援にあたっては、支援に関わるすべての関係者に対し、個人情報保護と守秘義務の徹底の周知を図る配慮を行います。 また、子どもが育つ家庭環境に配偶者等からの暴力が存在することは、児童虐待に当たり、子どもの成長に深刻な影響を及ぼします。配偶者等からの暴力によって心理的外傷を負っている子どもを早期に発見し、関係機関と連携し、被害を受けている親子の安全確保や心身の回復等を支援します。	市民生活課 こども未来課 福祉課 介護保険課 健康保険課 建設課 教育総務課 学校教育課 企画課

施策の方向③ 性犯罪・ストーカー行為・セクハラ等への対策及び被害者支援			
番号	具体的施策	内容	所管課等
31	性犯罪・性暴力、ストーカー行為に関する啓発、相談支援に向けた適切・迅速な対応	生命を大切にする教育や一人一人を尊重する教育をさらに推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期から子どもの発達段階に配慮した学習、啓発活動を展開します。 また、性犯罪・性暴力、ストーカー行為の防止に向けて、性別に起因する暴力に関する広報・啓発を通じた正しい理解を広めるとともに、関係法令に基づき、関係機関との迅速な連携により、被害者の心情に配慮し適切に対応します。	こども未来課 福祉課 健康保険課 学校教育課 企画課
32	あらゆる場における様々なハラスメントの防止に向けた啓発や情報提供	セクシュアル・ハラスメントは、個人的問題として矮小化され、潜在化する傾向にあります。男女の上下関係や力関係など男女が置かれている状況を背景とした社会の構造的問題であるという理解を広め、職場をはじめ、あらゆる場で起こっているセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等様々なハラスメントについて、性別に起因する暴力に関する広報・啓発を通じた正しい理解を広めるとともに、関係機関と連携し、その防止啓発や被害者支援などの取組を総合的に推進します。	総務課 商工観光課 企画課

**(現状と課題)**

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての基盤を成す課題です。

全ての人々が健康を享受できるよう、心身及びその健康について主体的に行動し、正しい知識と情報を入手できるようにしていくことに加え、男女が、生涯を通じて異なる健康上の問題に直面することについて、十分に配慮することが必要です。

また、生涯にわたる男女の健康を確保するためには、運動習慣の有無が密接に関係することから、男女共同参画の視点に立ったスポーツ活動の推進が必要です。

女性については、男性とは異なり、妊娠・出産や更年期疾患を経験する可能性があることから、年代によって心身の状況が大きく変化するという特性があり、生涯出産数の減少による月経回数の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長などに伴う健康に関わる問題の変化に応じた配慮と対策が必要です。また、望まない妊娠や性感染症について、性に関する正しい知識や情報が不足していること、特に望まない妊娠に関しては、その背景にあるジェンダーに起因する男女の不平等な関係が、女性による性についての主体的な判断と行動を阻む要因となっていることを、男女双方が理解することが重要です。さらに、近年、顕在化した「生理の貧困」は、経済的な理由等で生理用品を購入できないということにとどまらず、女性の健康や尊厳に関わる重大な課題です。

このようなことから、女性の尊厳が尊重され、女性が、生涯安心で安全な性生活をはじめ、健康な生活を営むことができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)※21」についての市民への意識の浸透を図るとともに、女性の生涯を通じた健康を支援するための長期的、継続的、かつ包括的な観点に立った取組が必要です。

一方、男性については、生活習慣病のリスクを持つ方の割合が高く、根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)から悩みや問題を一人で抱え込むなど精神的に孤立しやすい傾向にあることが、男性の自殺者が多い状況に影響しています。この背景には、経済・生活問題や勤務問題、また、男性自身が「男性としてのあるべき姿」に縛られているということが考えられます。

このようなことから、誰もがその生涯を通じて身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受した安全・安心でより良い生活を送ることができるよう、男女共同参画の視点を踏まえ、自殺予防も含めた生涯を通じた心身の健康に関する支援を行い、多様なライフサイクルに対応できるよう総合的な施策の展開に取り組めます。

※21 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年度(1994年度)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年度(1995年度)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。(国第4次男女共同参画基本計画)

施策の方向① 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援			
番号	具体的施策	内容	所管課等
33	心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供及び健康づくり支援	誰もが生涯を通じて、心身の健康状態に応じて適切な自己管理を行うことができるよう、健康づくりに関する情報や健康相談等の機会を提供します。 男女の身体的違いに配慮し、特に女性は、その心身の状況が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目しつつ、女性特有の健康に係る諸課題に対応するとともに、男性は女性に比べて肥満、喫煙、飲酒等の健康を害する生活習慣の割合が多い状況等を踏まえ、生涯を通じた男女の健康づくりを支援する取組を推進します。	健康保険課
34	がん検診受診率向上に向けた取組や女性特有の疾病等に関する普及・啓発	性別に応じた的確な健康支援が受けられるよう普及啓発に取り組みます。また、女性特有の疾患に対応した検診である子宮がん検診や乳がん検診の受診率の向上、早期発見・予防のための普及・啓発に取り組むとともに、女性をはじめ男女が受診しやすい環境整備に取り組みます。	健康保険課
35	男女の健康状況や運動習慣の違いを踏まえた運動機会の提供	生涯を通じて心身ともに健康で活力ある生活を送るためには、運動習慣の有無が密接に関連することから、男女の健康状況や運動習慣が異なることを踏まえ、全ての人がスポーツを楽しむことができる環境を整備し、運動機会の提供を図ります。	社会教育課

施策の方向② 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進			
番号	具体的施策	内容	所管課等
36	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての理念の普及・啓発	男女共同参画の正しい理解のもと、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の重要性について、市民への理解の浸透を図る普及・啓発を行います。	健康保険課 企画課
37	妊娠・出産期における健康管理の充実や不妊・不育治療に対する支援の充実	安心して妊娠・出産ができるように、母子手帳交付や健診時の保健指導を実施し、健康管理等の支援の充実を図ります。 不妊・不育に対する相談に「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点に留意しながら、関係機関との連携を図り治療に関する情報提供に努めます。	健康保険課

施策の方向② 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進			
番号	具体的施策	内容	所管課等
38	性に関する正しい知識の普及	個人が、自らの将来のデザインを主体的に描き、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、性感染症の罹患率、人工妊娠中絶の実施率等の動向を踏まえつつ、性に関して正しい知識を身につけ、適切な行動をとることができるようにするため、学校教育においては、関係機関と連携した「性に関する教育」の充実を図ります。	健康保険課 学校教育課

重点目標6

男女共同参画の視点に立った、生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備



(現状と課題)

人生100年時代の到来に伴い、日本の女性の半分以上が90歳まで生き、また、離婚件数は結婚件数の3分の1となるなど、女性の人生と家族の姿は多様化しています。その一方で、女性は出産・育児等により就業を制限又は中断する人や非正規雇用者が多いこと、賃金等の処遇に男女間格差があること、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害により社会生活に支障をきたすことなどで、男性に比べて貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

このような状況の背景には、固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行、ジェンダーに起因する男女の不平等な関係による影響があり、その影響は、世代をわたり、高齢期に達するまでの働き方に及び、特に、高齢単身女性の貧困率は高い状況にあります。

また、女性をめぐる困難や課題は、生活困窮、性犯罪・性暴力被害、家庭関係破綻など多岐にわたる様々な問題が絡み合い複雑化、多様化、複合化しており、このような状況が、新型コロナウイルス感染症の影響により顕在化しました。

そのため、女性の人権が尊重され、女性の福祉がさらに増進されるよう、複合的に困難な状況に置かれている女性への包括的な支援を行うことが必要です。

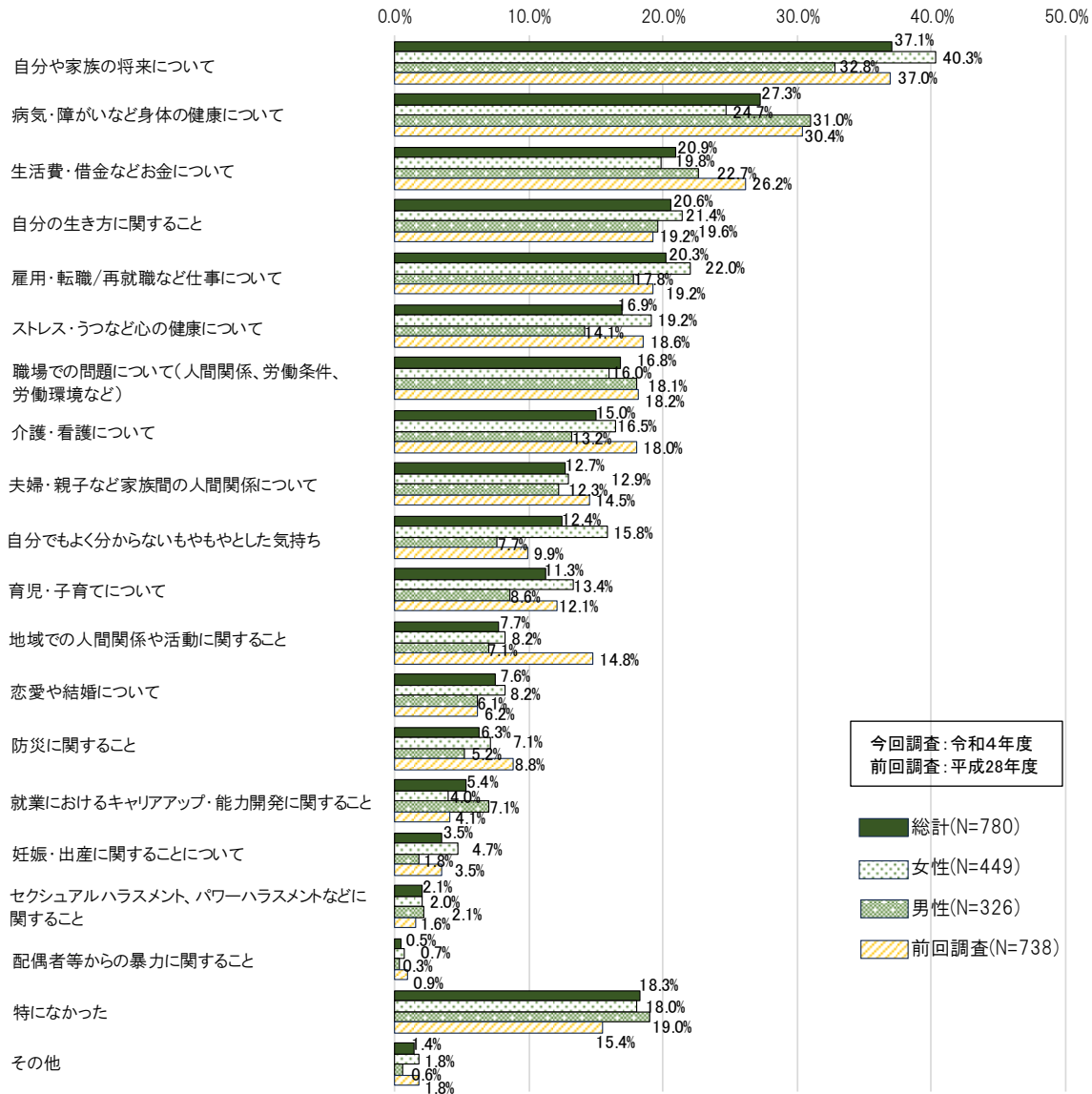
一方、固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行は、男性の家庭や地域との関わり方や働き方にも影響しており、特に、単身世帯や父子世帯、介護などの地域から孤立しやすい状況の中で、生活上の様々な困難が潜在化し深刻化する傾向があります。

また、困難を抱える者の課題は、経済的困窮、就労活動困難、病気、家庭の問題など多岐にわたる様々な要因が絡んでおり、多くの場合、その親である世代の貧困・格差の状況が引き継がれています。このような貧困・格差の次世代への連鎖を止めることは、社会・経済の持続可能性の観点からも重要であり、次世代を担う子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、それぞれが置かれている困難な状況に影響を及ぼす様々な要因を的確に捉え包括的に支援する必要があります。

さらに、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関すること、障がいがあること、外国人であることやルーツが外国であること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱える場合があることから、市民一人ひとりが多文化共生や性の多様性についての正しい理解を深め、社会全体で多様性を尊重する環境づくりに取り組む必要があります。

このように、複合的に困難な状況に直面している人々が、安心して暮らすことができるよう、性別にかかわらず一人ひとりの人権の尊重を基盤とし、福祉、労働、教育等のあらゆる分野における男女共同参画の視点を踏まえたきめ細かな自立支援施策の展開等による環境整備に取り組みます。

【1年間の生活の中での不安や悩みについて（複数回答）】



資料：令和4年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境づくり			
番号	具体的施策	内容	所管課等
39	ひとり親家庭等への生活支援及び自立支援	ひとり親家庭は、経済、子どもの教育、健康面等で生活上の困難や課題を抱えやすく、仕事と家庭の両立も難しいことなどから、個々の状況に応じた子育て、生活、就業、経済面等の総合的な支援を行います。 また、取組の実施にあたっては、特に女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用者が多く経済的に困窮しやすいこと、男性は、固定的性別役割分担意識に基づく地域との関わり方や仕事優先の働き方により地域から孤立しやすいことなどに配慮します。 また、ひとり親家庭等の自立を促進するため、各種助成等についての情報提供、助言・支援を行います。	こども未来課 福祉課 健康保険課

施策の方向② 高齢者や障がいのある人、性的マイノリティの方々等が安心して暮らせる環境づくり			
番号	具体的施策	内容	所管課等
40	高齢者の就業促進の支援	年齢に関わりなく働き続けられる社会の実現に向けてシルバー人材センター等を通じた身近な地域で生きがいをもって安心して就業できる多様な機会の提供を図ります。取組の実施にあたっては、一人ひとりの高齢者の現状が若い時期からの社会における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響を大きく受けていること、その影響が男女で異なる場合があることを踏まえた上で、それぞれの高齢者の生活実態や価値観、自らの状況に対する認識、身体的状況等の違いに配慮します。	福祉課 商工観光課 農林水産課
41	性別にかかわらず個人としてのニーズに配慮した高齢者の自立に向けた生活支援	高齢者が住み慣れた地域で不安を抱えず安心して暮らせるよう、必要な情報を得ることができ、福祉に関する悩み事を身近に相談できる仕組みづくりを推進するとともに、昨今の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制の整備を図り、福祉サービスを活用しながら自立して生活することができる制度の充実を図ります。 取組の実施にあたっては、男女のニーズの違いに留意し一人ひとりの生活実態を踏まえた配慮を行います。 さらに、高齢者の安心・安全に配慮した道路・公共施設の社会基盤整備等に男女共同参画の視点による高齢者に優しい生活環境の整備を進めます。	地域づくり課 福祉課 建設課 財政管理課
42	高齢者の人権を尊重する介護の質の向上の促進	高齢者や障害のある人の人権を尊重し、介護予防対策、介護サービスの提供等を通して介助・介護の質の向上を図ります。 また、住民参加を基本とする地域の支え合いの仕組みづくりを進め、家族介護の負担軽減に努めます。 取組の実施にあたっては、地域から孤立する家族等へ配慮し、介助・介護に必要な家事等に困難を抱えていたり、地域との関わりが希薄であるため支援を求めている状況に置かれやすい男性介護者の傾向など男女の身体的性差やニーズの違いを踏まえた配慮を行います。	福祉課 介護保険課

43	障がいのある人の性別にかかわらず個人としてのニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備	「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「障害者総合支援法」を踏まえ、障がいのある人が必要とする支援を受けつつ、自立と社会参画の実現を図っていくことを基本として、障がいのある人の就業支援や相談支援など地域生活支援の提供体制の整備を図ります。取組の実施にあたっては、障がいがあることに加えて、性別を起因とする複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、男女の身体的性差やニーズの違いを踏まえた配慮を行います。さらに、障がいのある人の安心・安全に配慮した道路・公共施設等の社会基盤整備等に男女共同参画の視点を立てて障がいのある人に優しい生活環境の整備を進めます。	福祉課 建設課 財政管財課
44	性の多様性が尊重される環境づくりに向けた取組の推進	性的指向・ジェンダーアイデンティティに関することを理由とする困難や課題に直面している人々は、その他の様々な要因も加わり、更に複合的な困難な状況に置かれる場合があります。このような状況の背景には、性に関する固定観念や偏見があるため、性の多様性についての正しい理解の浸透を図る広報・啓発を推進するとともに、相談・支援を行います。	市民生活課 企画課

施策の方向③ 困難な状況にある若者等の自立に向けた環境づくり			
番号	具体的施策	事業の内容	所管課等
45	困難な状況にある若者等の自立に向けた切れ目の無い支援と若者の自立に向けた力を高める取組の推進	子ども・若者が複合的に困難に直面する状況には、経済的困窮、就労活動困難、病気、家庭の問題など多岐にわたる様々な要因が絡んでいます。困難な状況にある若者等が、自立に向けて社会生活を円滑に営むことができるようそれぞれが置かれている困難な状況に影響を及ぼす様々な要因を的確に捉え、子ども・若者の経済、教育、健康面など個々の状況に応じた切れ目の無い包括的な支援を行います。 取組にあたっては、性別にかかわらず多様な働き方・学び方・生き方を尊重し、個人の個性や能力が発揮できるよう配慮します。 特に女性については「家事手伝い」として括られることにより、家族の介護等を行っているいわゆるヤングケアラー※22の問題が潜在化する傾向にあることに留意します。	こども未来課 福祉課 健康保険課 学校教育課

※22 ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこどものこと。（第4次鹿児島県男女共参画基本計画から）

施策の方向④ 外国人が安心して暮らせる環境づくり			
番号	具体的施策	内容	所管課等
46	地域に暮らす外国人に対する情報提供や相談体制の充実及び交流の促進	外国人であることやルーツが外国であることの多様性が尊重され、それらの人々が安心して暮らすことができるよう、多言語による生活情報等について、ホームページや印刷物の設置により広く提供するとともに、国際交流員や関係団体、関係機関等との連携のもと、生活等に関する相談に対応します。 取組の実施にあたっては、地域に暮らす外国人の女性が、外国人であることに加えて、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意するとともに、外国人が地域の一員として積極的に参画できるよう相互理解と交流を促進します。	総務課 企画課

施策の方向⑤ 多様なライフスタイルに対応する子育てや介護支援の充実			
番号	具体的施策	内容	所管課等
47	多様な生き方・働き方の選択を尊重した、生活上の困難を複合的に抱えやすい立場の方々への包括的支援の充実	家族形態が多様化する中、固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行により、子育てや介護などの負担が生活に影響を及ぼし、不安を抱えて孤立する等困難な状況に置かれる人が増加する傾向にあります。 子育てや介護等について、支援するための取り組みを関係機関・団体と連携して進めます。 さらに、社会状況の変化に伴い、生活上の困難を複合的に抱える相談者が適切な相談が受けられるよう各種相談窓口において多面的な視点で対応します。	こども未来課 福祉課 健康保険課 介護保険課

重点目標7 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進



(現状と課題)

社会経済情勢の変化に伴い、人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの現場である地域社会の状況も多様化・複雑化し、多くの課題を抱えています。

そうした多様化・複雑化する地域課題の解決にあたっては、行政のみが公共サービスを提供して対応するあり方によって、地域社会における「共助」の力として、地域コミュニティに期待される役割は大きくなっています。

しかしながら、依然として自治会等地域コミュニティにおける活動や組織運営が、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行により行われている傾向がみられます。このような状況は、住民の家族形態やライフスタイルの多様化等に伴う地域社会の変容への対応を困難にし、特に若い世代や単身者等の地域との関わりが希薄化するだけでなく、地域活動への参加の機会を阻む要因にもなっており、本市においても、地域の高齢化が進む中、担い手の確保と多様な人の参加により「共助」の力をより高めることは喫緊の課題となっています。

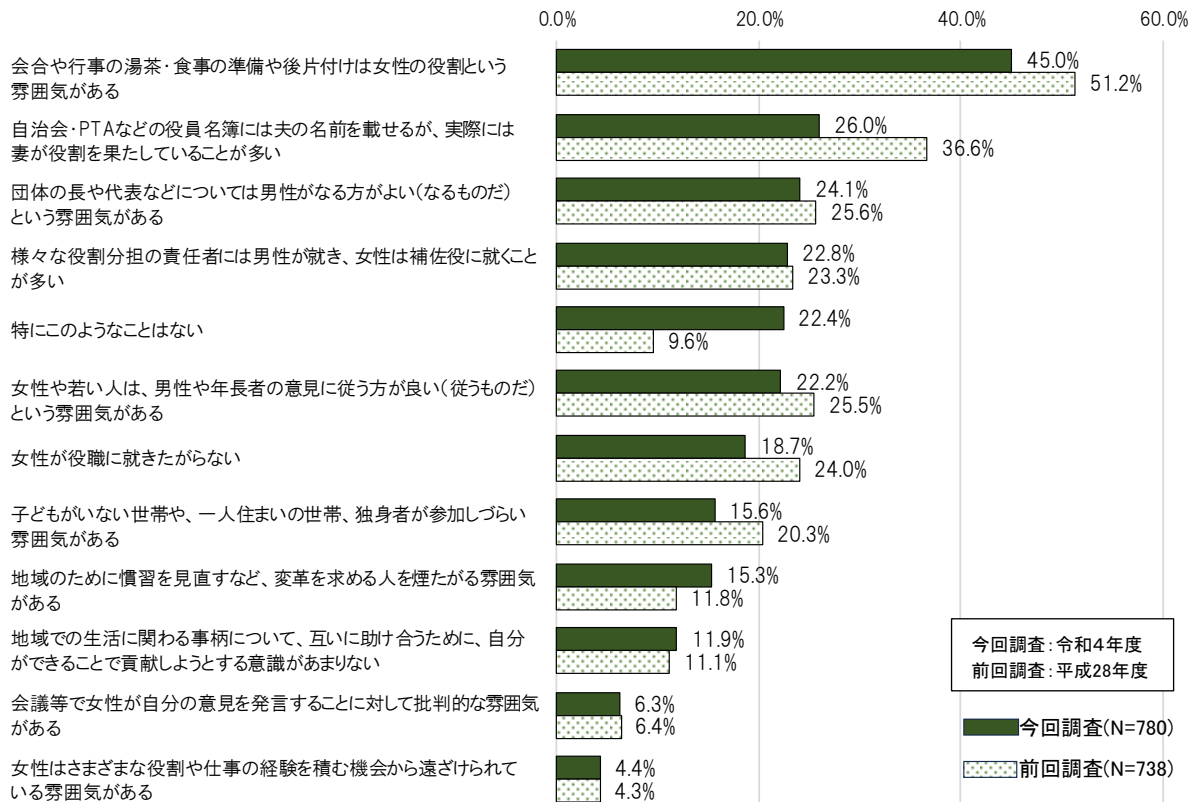
また、全国的には、若年層において男性より女性の方が大都市圏に流出する傾向が続いており、その背景には、家庭、職場、地域コミュニティ等地域社会に根強く存在する固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行が、女性の「居場所と出番」のあり方に影響を及ぼし、職場環境が女性にとってやりがいを感じられず働きにくいこと等が考えられるとしています。

人口減少に直面する本市において、女性をはじめ多様な人の参画と多様な主体の連携・協働による地域づくりを進めることは、持続可能な地域社会の発展を担う地域力の向上に向けた重大な課題であり、性別や年齢、障がいの有無等を超えて様々な立場を生きる人々が共に支え合う、人権尊重と男女平等を基盤とした男女共同参画の視点に立った地域づくりを推進する必要があります。

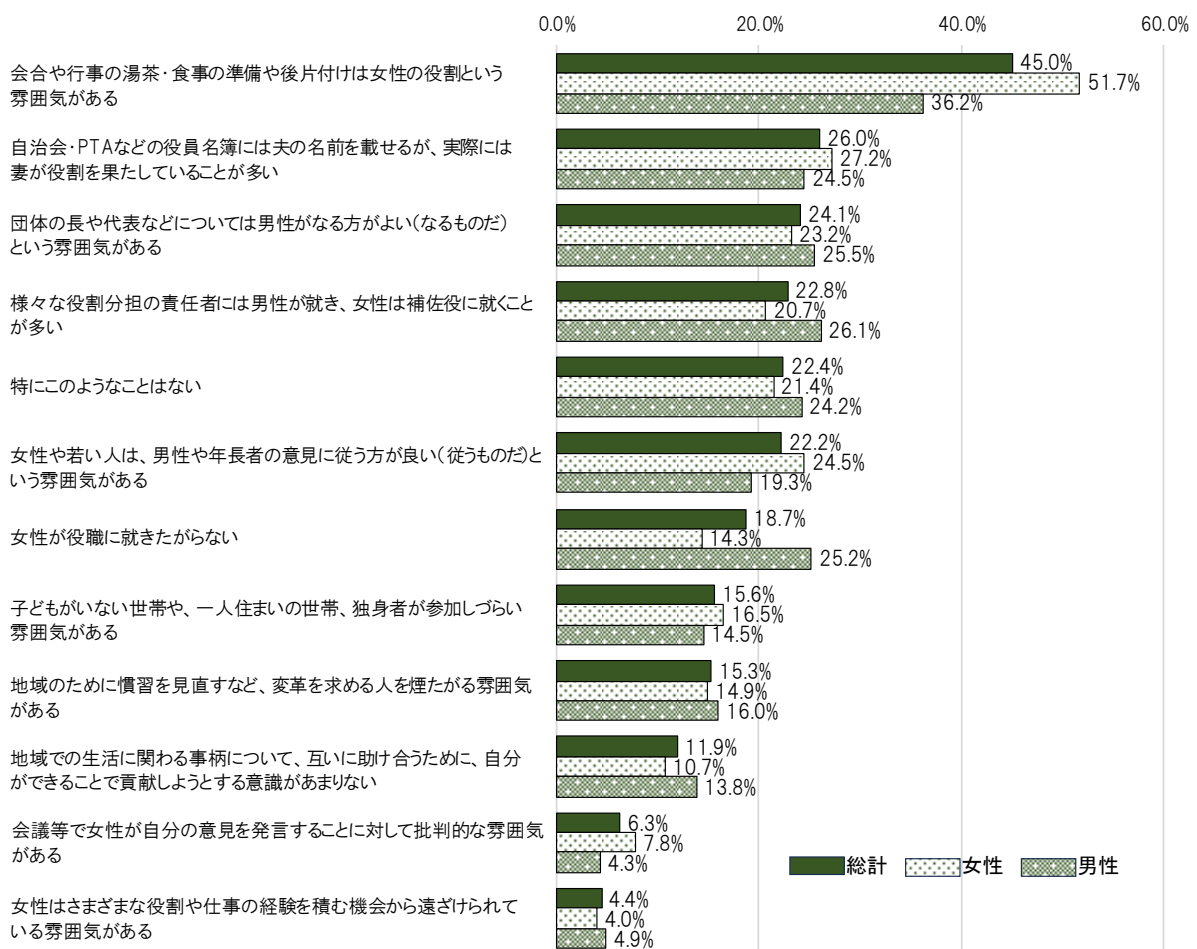
また、災害が発生すると、平時の固定的な性別役割分担意識が一層顕著になり、災害から受ける影響及び男女の異なるニーズや身体的性差が配慮されないことなどが、被災者がさらに困難な状況に追い込み、その回復や復興を遅らせる要因になる場合があります。

そのため、防災分野における女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点に立った避難所運営など被災時の防災体制の充実を図る必要があります。

【地域の活動で感じる雰囲気や慣習（複数回答）】



資料：令和4年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査



資料：令和4年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティの形成に向けた基盤づくり			
番号	具体的施策	内容	所管課等
(再掲) 8	地域における男女共同参画の推進を担う人材の育成と活用	男女共同参画の推進を担う人材を育成し、地域での人々の暮らしにおける男女共同参画の学習機会や情報提供による啓発に取り組みます。	企画課
(再掲) 15	地区公民館・自治会等地域に根ざした組織の地域活動における方針決定過程への女性の参画の拡大を図る取組の推進	地域の多様なニーズに対応していくためには、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要です。そのため、性別や年齢等にかかわらず広く住民の中から活動の担い手を育成し、方針決定過程への女性の参画拡大を図る必要があります。そのため、固定的な性別役割分担意識に基づく運営や活動のあり方等慣行の見直しに向けた意識啓発を行います。	企画課 地域づくり課

施策の方向② 地域づくりや社会活動における男女共同参画の推進			
番号	具体的施策	内容	所管課等
48	地域における慣行の見直しに向けた男女共同参画・ジェンダー平等の普及・啓発や学習機会の提供	それぞれの地域において、固定的な役割分担意識に基づく旧来の運営のあり方や活動内容等の慣行の見直しが図られるよう、地域住民を対象にした男女共同参画・ジェンダー平等の意識啓発や学習機会の提供などに取り組みます。	企画課
49	地域の多様な主体が連携・協力した地域コミュニティづくりへの支援	誰にとっても身近な地域社会を、活力があり、持続可能なものとするためには、性別や年齢等にかかわらず、誰もが地域活動や地域づくりに参画することが必要です。そのため、男女共同参画の視点に立った多様な主体の連携による地域コミュニティづくりの取組を支援します。	地域づくり課 社会教育課

施策の方向③ 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進			
番号	具体的施策	内容	所管課等
50	地域における生活者の多様な視点を反映した地域防災における取組の推進	女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮し、地域の防災向上を図るため、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施に向けて、地域防災に関する対策・方針決定過程及び自主防災組織への女性の参画の推進を図ります。 また、被災時には男女双方や子育て等多様な被災者のニーズに配慮する等、男女共同参画の視点に立った防災訓練や避難所運営及び災害対応に向けた取組を進めます。	総務課 消防署

第4章 計画の推進体制

この計画に策定された施策を着実に推進するために、市の推進体制の充実を図り、適切な進行政管理を行うとともに、国・県その他関係機関等との連携を深め、市民・事業者等との協働による取組を進めます。

市役所全庁にわたって実施する施策は、男女共同参画社会基本法の基本理念に対応し、男女共同参画社会の形成に直接影響を及ぼす「基本的施策」と各施策が実施された結果、間接的に影響を及ぼす「男女共同参画関連施策」とがあります。本計画の「具体的施策」を所管する各課においては、男女共同参画社会の形成を「促進する」よう、また「阻害しない」よう施策の実施にあたって「男女共同参画の視点」での「配慮」を行い、本計画の施策を進めます。

1 市の推進体制の充実

(1) 日置市男女共同参画推進本部の運営

男女共同参画社会の形成を目指し、市の男女共同参画関連施策を総合的に推進するため、市長を本部長とした日置市男女共同参画推進本部を運営するとともに、庁内全課による横断的な体制(男女共同参画ワーキンググループ)を構築し、計画を積極的かつ弾力的に進めるための推進体制の整備を図ります。

(2) 日置市男女共同参画推進審議会の機能発揮

「日置市男女共同参画推進条例」第21条に基づき、男女共同参画審議会において、基本計画の策定、市の施策の実施状況など、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策または重要事項についての調査・審議を行い、その結果を積極的に施策に反映します。

(3) 男女共同参画を推進する活動拠点の機能充実

日置市男女共同参画センターを男女共同参画推進の総合的な拠点として、学び合いの場、相談事業、情報収集・提供、広報・啓発、団体等の活動支援等の機能の充実を図り、それらの有機的な連携により地域へ効果的に男女共同参画の推進に取り組みます。

事業実施に当たっては、地区公民館等と連携しながら、男女共同参画センターから遠隔地に住む市民の学習や相談等の機会を確保することに配慮します。

2 連携・協働

(1) 市民・事業者・各種団体との連携・協働

男女共同参画社会の形成の促進に向けて、市民をはじめ事業者、各種団体等との連携・協体制を強化し、地域社会と一体となった取組を進めます。

(2) 国・県・他市町村・関係機関及び鹿児島県男女共同参画地域推進員^{*23}との連携

男女共同参画社会の形成の促進に向けては、国や県の動きと連動しながら進める必要があるため、この計画の推進にあたって、国・県・他市町村・関係機関との連携による取組を進めます。

また、鹿児島県男女共同参画地域推進員と連携し、地域における男女共同参画の促進に取り組みます。

3 進行管理

計画に基づく施策の実施にあたって「男女共同参画の視点」が確実に反映されるよう、施策の進行管理を徹底します。

また、その実施状況について、本計画の数値目標や実施事業の進捗状況について、調査と評価(進行管理)を行い、その結果を庁内の横断的な部会等(男女共同参画ワーキンググループ)で調査・検討し、男女共同参画推進本部における協議や男女共同参画審議会による調査審議を経て、「日置市男女共同参画推進条例」第19条の規定に基づき年次報告書を作成し、公表します。

4 計画の評価及び施策への確実な反映

計画に基づく関連施策の実施状況について、成果指標を設定するなど総合的な評価の仕組みを確立し、その評価結果を施策に確実に反映させます。

※23 鹿児島県男女共同参画地域推進員

県内の各地域において、男女共同参画社会の正しい理解の浸透を図り、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を促進するため、男女共同参画の推進役となる人材を養成し、知事が委嘱する制度を平成20年度に創設。地域における男女共同参画に関する普及・啓発や情報提供、県や市町村が実施する事業への協力等、県や市町村と協働して男女共同参画を推進する活動を行っている。(第4次鹿児島県男女共同参画基本計画から)

男女共同参画の推進に向けた推進体制

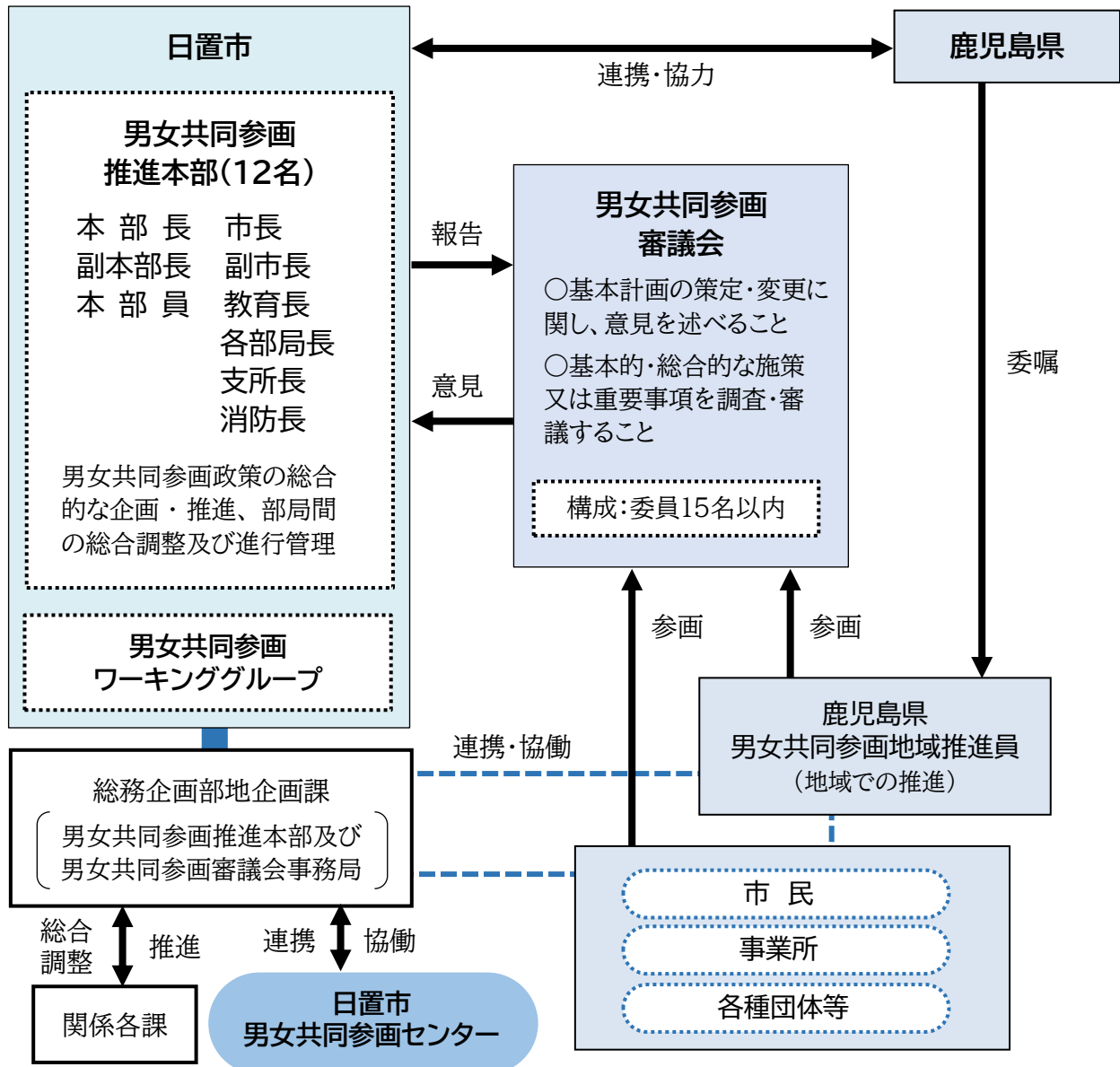
第2次日置市総合計画【将来都市像】
住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき

男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会基本法

日置市男女共同参画推進条例

第3次日置市男女共同参画基本計画
(日置市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画)
(日置市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する計画)



第3次 日置市男女共同参画基本計画における数値目標 ○…新たに設定した項目

重点目標	設定項目	R4年度 (現状値)	第3次 目標値		備考 (設定計画等)	担当課
		数値	数値	年度		
1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消、教育・学習の推進						
○	『家庭生活』『職場』『地域社会』の各分野で男女の地位が平等であると思う人の割合	(家庭生活) 39.2% (職場) 29.2% (地域社会) 26.7%	50%	R10	男女共同参画に関する市民意識調査	企画課
	『男女共同参画社会』という用語を知っている人の割合	69.6%	100%	R10	男女共同参画に関する市民意識調査	企画課
	性別による固定的な役割分担を否定する人の割合	62.4%	70%	R10	男女共同参画に関する市民意識調査	企画課
	学校教育における男女共同参画についての学習会等実施回数	－	年3回	R10		企画課
	自分のことが好きな子どもの割合(中学生)	35.7%	※ 増加	R6	日置市子ども・子育て支援事業計画(R2～R6)	健康福祉課
2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大【女性活躍推進計画Ⅰ】						
○	市の管理的地位(課長相当職以上)に占める女性職員の割合(一般行政職)	12.9%	※ 10%	R7	日置市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(R3～R7)	総務課
	上記は現状値(R4)が目標値を達成している状況ですが、引き続き、向上に向けた取り組みを推進します。					
	市の審議会等委員への女性の登用率	28.9%	※ 30%	R7	第2次日置市総合計画後期基本計画(施策6-1)	関係課
3 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境整備の促進【女性活躍推進計画Ⅱ】						
○	家族経営協定※24の締結数	85件	88件	R10		農林水産課
	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)という用語を知っている人の割合	38.3%	60%	R10	男女共同参画に関する市民意識調査	企画課
	「社会全体として、女性が働きやすい状況にある」と思う人の割合	51.5%	60%	R10	男女共同参画に関する市民意識調査	企画課
	保育所等待機児童数	0人	0人	R10		子ども未来課
	市の男性職員の育児休業取得率	33.3%	※ 30%	R7	日置市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(R3～R7)	総務課
	上記は現状値(R4)が目標値を達成している状況ですが、引き続き、向上に向けた取り組みを推進します。					
	配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率	50.0%	※ 100%	R7	日置市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(R3～R7)	総務課
4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶						
○	『配偶者暴力防止法』(DV防止法)を知っている人の割合	65.1%	100%	R10	男女共同参画に関する市民意識調査	企画課
	配偶者等から暴力や嫌がらせを受けた経験のある人のうち、どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)人の割合	46.8%	40%	R10	男女共同参画に関する市民意識調査	企画課
5 生涯を通じた健康支援						
○	妊娠満11週以内での妊娠届出率	93.3%	※ 増加	R6	日置市子ども・子育て支援事業計画(R2～R6)	健康福祉課
	子宮頸がん検診受診率(20歳～)	11.7%	※ 50%	R8	第2次日置市元気な市民づくり運動推進計画(H29～R8)	健康福祉課
	乳がん検診受診率(40歳～)	11.8%	※ 50%	R8	第2次日置市元気な市民づくり運動推進計画(H29～R8)	健康福祉課
	特定健診の受診率	52.8%	※ 70%	R7	第2次日置市総合計画後期基本計画(施策2-1)	健康福祉課
	特定保健指導の実施率	56.9%	※ 60%	R7	第2次日置市総合計画後期基本計画(施策2-1)	健康福祉課
6 男女共同参画の視点に立った、生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備						
○	市民アンケート満足度(日置市の住みやすさ)の割合	－	75%	R10	男女共同参画に関する市民意識調査	企画課
7 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進						
○	防災会議の委員に占める女性の割合	8.3%	21%	R10		総務課
	『日置市女性センター』を知っている人の割合 ※次回の市民意識調査から『日置市男女共同参画センター』を知っている人の割合に変更	41.4%	60%	R10	男女共同参画に関する市民意識調査	企画課

「※」印は、他の個別計画に位置付けられた目標値を本計画において設定しているものです。各計画等が改定された場合は、改定後の計画における数値目標に置き換えます。

※24 家族経営協定…家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

参考資料

男女共同参画に関する年表

男女共同参画社会基本法

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

日置市男女共同参画推進条例

男女共同参画に関する年表

	国連関係	日 本	鹿児島県	日置市
1945 (昭和20)	○国際連合発足			
1946 (昭和21)	○国連婦人の地位委員会設置	○第22回総選挙で初の婦人参政権を行使 ○「日本国憲法」公布		
1948 (昭和23)		○労働省発足、婦人少年局設置		
1967 (昭和42)	○婦人に対する差別撤廃宣言			
1972 (昭和47)	○1975年を「国際婦人年」とすると宣言			
1975 (昭和50)	○第1回国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ○「世界行動計画」採択	○婦人問題企画推進本部及び婦人問題企画推進会議設置 ○総理府婦人問題担当室設置 ○「育児休業法」成立(昭和51年施行、女子教員・看護婦・保母を対象)		
1976 (昭和51)	○「国連婦人の10年」始まる	○「民法」改正・施行(婚氏続称制度)		
1977 (昭和52)		○「国内行動計画」(昭和52～昭和61年)策定 ○国立婦人教育会館(現国立女性教育会館)開館		
1979 (昭和54)	○「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃条約(女子差別撤廃条約)」採択		○女性問題の窓口を青少年婦人課に設置 ○婦人関係行政推進連絡会議及び婦人問題懇話会設置	
1980 (昭和55)	○国連婦人の10年中間年世界会議(第2回世界女性会議コペンハーゲン) ○「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	○「女子差別撤廃条約」署名 ○「民法」及び「家事審判法」改正(配偶者の相続分引き上げ)	○婦人の生活実態と意識調査実施 ○第1回「婦人の船」中国へ派遣	
1981 (昭和56)	○「女子差別撤廃条約」発効 ○「ILO第156号条約(家族的责任を有する労働者条約)」採択	○「国内行動計画」後期重点目標決定	○「鹿児島県婦人対策基本計画」策定 〔計画期間:昭和56年度～昭和60年度〕	
1984 (昭和59)		○「国籍法」及び「戸籍法」改正(国籍の父母両系主義採用)		
1985 (昭和60)	○国連婦人の10年最終年世界会議(第3回世界女性会議ナイロビ) ○「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	○生活保護基準額の男女差別解消 ○「国民年金法」改正(女性の年金権の確立) ○「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年施行) ○「女子差別撤廃条約」批准	○鹿児島県新総合計画に「婦人の地位向上の推進」を掲げる ○広報誌「かごしまの婦人」発刊(昭和60年～平成元年)	
1986 (昭和61)		○「労働基準法」改正(女子保護規定一部廃止、母性保護規定の拡充) ○婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大) ○婦人問題企画推進有識者会議開催		
1987 (昭和62)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		

	国連関係	日 本	鹿児島県	日置市
1989 (平成元)			○女性問題に関する県民意識調査実施 ○広報誌「かごしまの女性」発刊(平成元年～平成3年)	
1990 (平成2)	○国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		○婦人政策室設置	
1991 (平成3)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改訂 ○「育児休業法」公布(平成4年施行)	○婦人政策室を女性政策室に改称 ○「鹿児島女性プラン21」策定 [計画期間:平成3年度～平成12年度] ○鹿児島女性プラン21推進会議及び鹿児島県女性行政連絡会議設置	
1992 (平成4)	○国連環境開発会議(リオデジャネイロ)	○婦人問題担当大臣任命	○広報誌「ハーモニー」発刊(平成4年～平成16年)	
1993 (平成5)	○世界人権会議「ウィーン宣言」採択 ○「女子に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	○中学校での家庭科の男女必修完全実施 ○「パートタイム労働法」公布・施行		
1994 (平成6)	○国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	○高校での家庭科の男女必修完全実施 ○総理府男女共同参画室設置 ○男女共同参画審議会設置 ○男女共同参画推進本部設置		
1995 (平成7)	○第4回国連世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	○「育児・介護休業法」成立(介護休業に関する部分を平成11年から実施)	○鹿児島県「女性の翼」団員を北京の世界女性会議・NGOフォーラムへ派遣 ○鹿児島の男女の意識に関する調査実施	
1996 (平成8)		○男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ○「男女共同参画ビジョン」答申 ○「男女共同参画2000年プラン」策定 ○「優生保護法」を一部改正し、「母体保護法」公布・施行		
1997 (平成9)		○「男女共同参画審議会設置法」により男女共同参画審議会設置 ○「男女雇用機会均等法」改正(母性保護は平成10年に、その他は平成11年に施行) ○「労働基準法」改正(平成11年施行)(深夜・休日・時間外労働における女性就業規制の撤廃) ○「介護保険法」公布(平成12年施行)		
1998 (平成10)		○「男女共同参画社会基本法」についての答申(男女共同参画審議会)		

	国連関係	日 本	鹿児島県	日置市
1999 (平成11)	○第43回国連婦人の地位委員会で「女子差別撤廃条約の選択議定書」を採択	○「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ○「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画促進を規定) ○農林水産省「農山漁村男女共同参画推進指針」発表 ○「少子化対策推進基本方針」決定	○「かごしまハーモニープラン」策定〔計画期間：平成11年度～平成20年度〕 ○かごしまハーモニープラン推進懇話会及び男女共同参画推進本部設	
2000 (平成12)	○国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)「政治宣言及び成果文書」採択	○「男女共同参画基本計画」策定 ○「児童虐待防止法」公布・施行 ○「ストーカー規制法」公布・施行		
2001 (平成13)		○内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局設置 ○「配偶者暴力防止法」公布・施行 ○第1回男女共同参画週間(6月23～29日) ○閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	○女性政策室を男女共同参画室に改称 ○「鹿児島県男女共同参画推進条例」公布(平成14年施行) ○鹿児島の男女の意識に関する調査実施	
2002 (平成14)		○「健康増進法」公布(平成15年施行)	○鹿児島県男女共同参画審議会設置 ○婦人相談所(現女性相談センター)を配偶者暴力相談支援センターに指定	
2003 (平成15)	○第29会期国連女子差別撤廃委員会	○「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ○「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ○「少子化社会対策基本法」公布・施行	○青少年女性課と男女共同参画室を再編し、青少年男女共同参画課を設置 ○かごしま県民交流センター設立に併せ、男女共同参画センターを設置	
2004 (平成16)		○「配偶者暴力防止法」改正(「配偶者からの暴力」の定義の拡大、都道府県への基本計画の策定義務化等)	○配偶者等からの暴力対策会議設置	
2005 (平成17)	○第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」(ニューヨーク)	○「第2次男女共同参画基本計画」策定 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		
2006 (平成18)		○「男女雇用機会均等法」改正(性別による差別禁止の範囲拡大、間接差別規定の導入等) ○東アジア男女共同参画担当大臣会合開催	○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定 ○男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定	
2007 (平成19)		○「配偶者暴力防止法」改正(保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等、平成20年施行) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	○各地域振興局及び各支庁の保健福祉環境部(7か所)を配偶者暴力相談支援センターに指定 ○鹿児島の男女の意識に関する調査実施 ○婦人相談所の移転及び女性相談センターへの名称変更	

	国連関係	日 本	鹿児島県	日置市
2008 (平成20)		○男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定	○「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定〔計画期間：平成20年度～平成24年度〕	○「第1次日置市男女共同参画基本計画」を策定（平成20年3月）
2009 (平成21)		○「育児・介護休業法」改正	○男女共同参画室設置 ○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定	
2010 (平成22)	○第54回国連婦人の地位向上委員会「北京+15」（ニューヨーク）	○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」改定 ○「第3次男女共同参画基本計画」策定		
2011 (平成23)	○UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関）正式発足		○鹿児島の男女の意識に関する調査実施 ○鹿児島県男女共同参画基本計画中間評価	
2012 (平成24)		○「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定 ○「子ども子育て関連3法」成立		
2013 (平成25)		○「生活困窮者自立支援法」公布（平成27年施行） ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」公布（平成28年施行） ○「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」公表 ○「ストーカー規制法」改正・施行	○「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定〔計画期間：平成25年度～平成29年度〕 ○鹿児島県男女共同参画基本計画総括評価	
2014 (平成26)		○「配偶者暴力防止法」改正 ○「パートタイム労働法」改正 ○「女性のチャレンジ応援プラン」策定		
2015 (平成27)	○第3回国連防災会議（仙台）、「仙台防災枠組」採択 ○第59回国連婦人の地位向上委員会「北京+20」（ニューヨーク） ○「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択（目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う）	○「女性活躍推進法」公布・施行 ○「第4次男女共同参画基本計画」策定 ○「子ども子育て支援法」改正		
2016 (平成28)		○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 ○「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」改正（子の看護休暇及び介護休暇が半日単位で取得可能、事業主におけるマタハラ防止措置等、平成29年施行） ○「ストーカー規制法」改正（規制対象行為の拡大等、平成29年施行）	○鹿児島県女性活躍推進会議、女性ワーキンググループ設置 ○男女共同参画に関する県民意識調査実施 ○女性活躍推進に関する企業実態調査実施 ○第2次鹿児島県男女共同参画基本計画中間評価	○「日置市女性センター」運営開始（平成28年4月）

	国連関係	日 本	鹿児島県	日置市
2017 (平成29)		○「育児・介護休業法」改正・施行(育児休業が最長2年まで取得可能等)	○「鹿児島県女性活躍推進計画」策定	○「第2次日置市男女共同参画基本計画」を策定(平成30年～令和5年) ○「配偶者暴力相談支援センター」を設置
2018 (平成30)		○「働き方改革関連法」公布・施行 ○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ○「民法」改正(女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ、令和4年施行)	○「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定〔計画期間:平成30年度～平成34年度〕 ○第2次鹿児島県男女共同参画基本計画総括評価	
2019 (平成31、令和元)		○「女性活躍推進法」、「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」改正(一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等、令和2年以降順次施行) ○「配偶者暴力防止法」改正(相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所を法文上明確化等、令和2年施行)		○男女共同参画推進条例の制定(平成31年3月)
2020 (令和2)	○第75回国連総会「第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」開催(ニューヨーク)	○「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定 ○「第5次男女共同参画基本計画」策定		
2021 (令和3)	○第64回国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合「ジェンダー平等を目指すすべての世代不オースラム」開催(3月メキシコ、6月フランス)	○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正・施行(国・地方公共団体においては必要な施策を策定する等) ○「育児・介護休業法」改正(出生時育児休業の創設等、令和4年以降順次施行)	○かごしまジェンダー平等推進プロジェクトチーム設置 ○男女共同参画に関する県民意識調査実施 ○男女共同参画に関する企業実態調査実施 ○第3次鹿児島県男女共同参画基本計画中間評価(到達状況評価)	
2022 (令和4)		○男女共同参画会議「女性デジタル人材育成プラン」策定 ○「困難女性支援法」公布(令和6年施行) ○「AV出演被害防止・救済法」公布・施行	○かごしまジェンダー平等推進ポータルサイト開設 ○「第4次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定〔計画期間:令和5年度～令和9年度〕(「鹿児島県女性活躍推進計画」も含める。)	○男女共同参画に関する市民意識調査実施
2023 (令和5)		○「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布・施行		○「日置市パートナーシップ宣誓制度」開始 ○「第3次日置市男女共同参画基本計画」策定〔〔計画期間:令和6年度～令和10年度〕〕

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日公布
平成11年法律第78号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を

積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は

財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しな

ければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号） 抄（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

附 則（平成11年6月23日法律第78号） 抄（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成13年1月6日)

1 略

2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW)

1979年国際連合総会採択

1981年発効

日本批准 1985年 6月24日

公布 1985年 7月 1日

発効 1985年 7月 5日

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、
世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、
人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、
国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、
更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、
しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、
女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、
窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、
衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、
アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、
国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなる問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、
家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、
社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、
女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、
次のとおり協定した。

第1部

第1条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障する

ことを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条 締約国は、教育の分野において、女子に

対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）

並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しない

ものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を

受ける。

- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条 この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条 締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批

准書は、国際連合事務総長に寄託する。

- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町

村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条

第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等

の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談

し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以

後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又

は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三條の二第五項及び第六項、第百三十三條の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三條の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面

第百五十一条第二項及び第百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する

第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

**第五章の二 補則
(この法律の準用)**

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者

第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合
-----------------------------------	----------------------	-----------------------

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

**附 則 抄
(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)
(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る

同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号）抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

**附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号）抄
（施行期日）**

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号）抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

**附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号）抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号）抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）**

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

**附 則 （令和五年五月一九日法律第三〇号）抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第百八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和五年六月一四日法律第五三号） 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百十一条第一項第三号の改正規定、同法第百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第百八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日公布

平成27年法律第64号

目次

- 第1章 総則（第1条第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画等（第8条―第18条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第19条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第20条・第21条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第22条―第29条）
- 第5章 雑則（第30条―第33条）
- 第6章 罰則（第34条―第39条）
- 附則

第1章 総則 （目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活にお

ける活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等 （基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該

都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小

事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とす

る。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職

業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定によ

る事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定

（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成29年3月31日法律第14号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2)及び(3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法

律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 （令和元年 6 月 5 日法律第24号） 抄
（施行期日）**

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 3 条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 4 条の改正規定並びに次条及び附則第 6 条の規定 公布の日
- (2) 第 2 条の規定 公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第 5 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第 6 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第 7 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則 （令和 4 年 3 月31日法律第12号） 抄
（施行期日）**

第 1 条 この法律は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条中職業安定法第32条及び第32条の11 第 1 項の改正規定並びに附則第28条の規定 公布の日
- (2) 略
- (3) 第 1 条中雇用保険法第10条の 4 第 2 項及び第58条第 1 項の改正規定、第 2 条の規定（第 1 号に掲げる改正規定並びに職業安定法の見次の改正規定（「第48条」を「第47条の 3」に改める部分に限る。）、同法第 5 条の 2 第 1 項の改正規定及び同法第 4 章中第48条の前に 1 条を加える改正規定を除く。）並びに第 3 条の規定（職業能力開発促進法第10条の 3 第 1 号の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定、同法第15条の 2 第 1 項の改正規定及び同法第18条に 1 項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第 5 条、第 6 条及び第 10 条の規定、附則第11条中国家公務員退職手当法第10条第10項の改正規定、附則第14条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45 年法律第98号）第 4 条第 2 項及び第18条の改正規定並びに同法第33条の改正規定（「、第 11 条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第 5 条の 5 第 1 項」とあるのは「船員職業安定法第15 条第 1 項」と」を削る部分を除く。）並びに

附則第15条から第22条まで、第24条、第25 条及び第27条の規定 令和 4 年10月 1 日

（政令への委任）

第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 （令和 4 年 6 月17日法律第68号） 抄
（施行期日）**

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第509条の規定 公布の日

日置市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第8条・第9条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条－第20条）

第4章 日置市男女共同参画審議会（第21条－第26条）

第5章 雑則（第27条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

日置市においても平成20年3月に「日置市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画の推進に関する取組を行ってきたが、配偶者等に対する暴力、性別による固定的な役割分担意識やこれを反映した社会通念、慣行等が依然として根強く存在しており、真の男女平等への妨げとなる多くの課題が残されている。

このような状況を踏まえ、日置市が将来にわたり活力あるまちづくりを進めていく上で、男女がお互いの人権を尊重し合いながら、いかなる場合でも性別による差別的取扱いを受けることなく、誰もが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現のための基本理念を定め、必要な取組を、市、市民及び事業者等が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学す

る者をいう。

- (4) 事業者等 営利、非営利であるかを問わず、市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他生活環境を害し、又は不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際の相手方等相互に親密な関係にあり、又は親密な関係にあった者から振るわれる個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 男女がそれぞれの身体的特徴について互いに理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 社会のあらゆる分野における教育や学習の場において、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されること。
- (7) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民及び事業者等（以下「市民等」という。）と協働するよう努めるとともに、国及び他の地方公共団体と連携を図らなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に

関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、事業活動と家庭、地域等における活動との両立を支援するため、活動環境の整備に努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の推進)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、いかなる場合においても次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又はドメスティック・バイオレンスを助長する表現及び男女共同参画を阻害するおそれのある過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定又は変更するに当たっては、第21条第1項に規定する日置市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、この条例に規定する基本理念等に配慮しなければならない。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために、法制上又は財政上の措置を講ずるとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第13条 市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、広報啓発活動等必要な措置を講じ

なければならない。

(市民等への支援)

第14条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(防災分野における男女共同参画の推進)

第15条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる場面において、男女共同参画の視点を取り入れた施策及び被災者支援を行うよう努めるものとする。

(DV防止計画)

第16条 市長は、ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下「DV防止計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、DV防止計画を策定又は変更するに当たっては、第21条第1項に規定する日置市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、DV防止計画を策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(配偶者暴力相談支援センター)

第17条 市は、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第2項の配偶者暴力相談支援センターをいう。)としての機能を果たすようにするものとする。

(情報収集及び調査研究)

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に関し、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第19条 市長は、毎年、基本計画に基づいた施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(市民等の申出)

第20条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し、男女共同参画の推進に影響を及ぼすものとして、市民等からの申出があったときは、適切に処理するものとする。

2 市は、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画を阻害する行為に関し、市民等からの申出があったときは、関係機関と連携して、適切に処理するものとする。

第4章 日置市男女共同参画審議会

(審議会)

第21条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、日置市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画に関し、第10条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) DV防止計画に関し、第16条第2項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策又は重要事項

を調査審議すること。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べるができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内に居住する者で公募に応じたもの
- (2) 関係団体の推薦による者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。ただし、任期の開始の日以後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、委員として議決に加わることができる。
- 6 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、総務企画部企画課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に策定されている基本計画は、第10条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に策定されているDV防止計画は、第16条第1項の規定により策定されたDV防止計画とみなす。

(日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 日置市報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年日置市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表の3 その他の委員会等の部中第36項を第37項とし、第35項の次に次の1項を加える。

- (36) 男女共同参画審議会委員

一人で悩まないで！

早めの相談が問題解決への第一歩です。

各機関では、様々な女性に対する暴力に関する相談を受け付けています。

配偶者からの暴力についての相談	全国の配偶者暴力支援センター
	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	各都道府県警察の性犯罪被害者110番等の相談電話や性犯罪被害者相談コーナー等の相談室
売春強要などについての相談	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口
	各都道府県の婦人相談所
人身取引に係る被害についての相談	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口
	全国の地方入国管理局、同支局又は出張所
	各都道府県の婦人相談所
職場におけるセクシュアル・ハラスメントについての相談	全国の労働局雇用均等室
つきまとい、ストーカー行為の被害についての相談	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口
上記事柄やその他の女性に対する人権侵害についての相談	全国の法務局、地方法務局及びその支局の人権相談窓口

◇鹿児島県、日置市の相談機関、相談窓口電話番号

○日置市市民のための相談室 (相談ダイヤル)	099-273-2160
○鹿児島県女性相談センター	099-222-1467
○鹿児島県男女共同参画センター	099-221-6630/6631
○鹿児島地域振興局地域保健福祉課	099-272-6301
○鹿児島県警察本部総合相談窓口	099-254-9110
○最寄りの警察署(日置警察署)	099-273-0110

《参考ホームページ等》

◇内閣府男女共同参画局 <http://www.gender.go.jp/>

○配偶者からの暴力被害者支援情報

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html



○DV相談ナビ

配偶者からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないという方のために、全国共通の電話番号から相談機関を案内するDV相談ナビサービスを実施しています。

#8008

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dv_navi/index.html



◇警察庁 <https://www.npa.go.jp/>

○各都道府県警察の相談窓口

<https://www.npa.go.jp/higaisya/ichiran/index.html>

○性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103(ハートさん)」

<https://www.npa.go.jp/higaisya/seihanzai/seihanzai.html>

○匿名通報ダイヤル <https://www.tokumei24.jp/>

◇総務省 <https://www.moj.go.jp/>

○女性の人権ホットライン全国共通電話番号

0570-070-810

○常設相談所(人権相談) <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>

○みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)

0570-003-110

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>

○子どもの人権110番

0120-007-110

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

○インターネット人権相談受付窓口

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>



○法務省インターネット人権相談申込み

・人権相談の申し込み(大人の方)

https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101.html

・人権相談の申し込み(子供の方)

(子どもの人権 SOS-e メール)

https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html

○外国人のための人権相談

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

○日本司法支援センター(法テラス)ホームページ

<https://www.houterasu.or.jp/>

○法テラス犯罪被害者支援ダイヤル

0120-079714(なくことないよ)

法テラスでは、犯罪被害にあわれた方やそのご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、お問い合わせいただいた方の被害後の状況やニーズに応じて、さまざまな支援情報をご提供するほか、一定の要件に該当される方には弁護士費用等の援助制度をご案内するなど、犯罪被害にあわれた方やご家族の方などを多角的にサポートしています。

◇厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>

◇全国の労働局所在地一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

※相談電話のご利用には通話料がかかります。

※ご相談は、各機関の相談受付時間内に限ります。

(ご相談の受付時間等については、ホームページ等でご確認ください。)

※携帯電話やPHS、公衆電話からも利用できます。一部の IP 電話からはつながりません。